

# いづか和道 2期目の議会質問 平成7年5月～平成11年3月

## 平成7年6月定例会－06月13日－02号

◆二十五番（飯塚和道 議員） 質問通告に基づき、質問並びに提案をさせていただきます。

初めに、**高齢者に対するホームヘルプサービスについて**何点かお伺いいたします。\*

多くの高齢者は、たとえ寝たきりであっても、住みなれた生活環境の中で家族とともに暮らし続けたいと望んでおります。しかし、その一方で、家族は介護負担の増大から、健康を損ねたり、精神的にも不健全な状況に追い詰められるなど、健康、経済、住宅、家族関係に至るまで、介護を続ける上での数多くの問題が指摘されております。

在宅介護を支えるホームヘルパーの数も、一九六五年の五百七人から年々増員が図られ、国の取り組みとして計画されている新ゴールドプランでは、十年後には十七万人の増員が予定されております。このようなホームヘルプサービスを初め、在宅サービスの質、量にわたる充実強化こそ、二十一世紀の高齢社会を展望する現在、最も重要な課題であると言ってよいでしょう。

したがって、ここでは本年三月の予算委員会でも取り上げた**二十四時間対応巡回型ホームヘルプサービス**について、再度、その早期実現を求めたいと思います。三月の予算委員会では、高齢対策部長は、巡回型ホームヘルプサービスの必要性は認めつつも、段階的には、まず早朝、夜間あるいは休日派遣の実施に向けた体制づくりを検討したいと答弁されております。この答弁を見ても、二十四時間体制の巡回型ホームヘルプサービスの必要性はもはや一般認識となっており、問題は、いかにして、あるいはどのような手順と段階を踏んでシステムの実現に向かっていくべきかに移っていると行ってよいでしょう。

そこでまず、予算委員会答弁で当面の課題とされた、早朝、夜間、休日派遣に向けた検討の現状と実施へのタイムスケジュールについて答弁をいただきたいと思っております。

さらに、答弁の中では、ホームヘルプサービス事業の要綱を全面的に手直しすると述べられていましたが、どこをどう見直すのか、具体的にお示し願いたいと思っております。

そして、この問題の最も重要な前提は、ホームヘルパーを大量に、しかも早期に養成しなければならないという点であります。**マンパワーの確保の見通し**、ヘルパー養成の具体策について、どこまで検討が進み、どのような展望をお持ちか、お答えをいただきたいのであります。

引き続き、家族が病気などの理由で介護が不可能になった場合のヘルパー派遣について質問いたします。

現在、ホームヘルパーの派遣対象は、六十五歳以上で、ひとり暮らしの方及び高齢者世帯となっており、利用は事前の申し込み制になっています。介護者が入院などで介護不能となった場合の対応としては、ショートステイほかの制度がありますが、入院には至らないものの、病気で寝込んでしまった場合は対応策がありません。数時間でも緊急に援助してほしいといった要請には、現在の事前申し込み制では対応不能であります。これらのケースについて、区はどのように考えておられるのか。私は、ヘルパー派遣事業をニーズに見合った弾力的なものにするために、**緊急時の介護者派遣サービスを実施すべきである**と考えますが、いかがでしょうか。

いずれにせよ、在宅介護に関する負担軽減策にはさまざまな角度があります。しかし、ようやく国や都がその重い腰を上げ、巡回型ホームヘルプサービスへの本格的な取り組みを開始しようとしている段階に至りました。これをまさに好機ととらえ、区としても全力で施策の実現に当たっていただきたいと思っております。

なお、関連して、痴呆性高齢者の問題があります。痴呆症のお年寄りを抱えた家庭も、その精神的、肉体的、経済的負担は想像を絶するものがあります。したがって、ホームヘルプサービスにおける痴呆性高齢者への対応についてもあわせてご答弁をいただきたいと思っております。

なお、本年四月より、各総合支所において高齢者総合相談事業がスタートいたしました。住民の皆様の多様なニーズにこたえて、的確なサービスと情報を提供することは大変に難しい事業であると推測できます。この総合相談事業を、より効果的で機能的に運用するために、情報機器などを活用した効率的なシステムが必要だと考えます。現在、こうした行政サービス情報の提供システムが民間でも開発されており、効果があると判断できるなら導入を検討してもよいと思っておりますが、ご見解はいかがでしょう。

この項目の最後に、**食事サービス**についてお尋ねいたします。\*

ひとり暮らしの高齢者などの自立生活を支える上で、食事サービスの役割は極めて重要でありま

す。ある病院の事務長さんは、高齢の入院患者を自宅に帰す上で一番のネックは食事ですと指摘しています。現在実施されている配食サービスは、月曜から金曜の平日のみとなっており、そのため、土日の配食サービスを求める声が最近よく聞かれます。休日における食事サービスについて区の見解を求めたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

ここでは、まず初めに、区内でも被災危険度が最も高いと指摘されている**太子堂地区の防災対策**についてお尋ねいたします。\*

太子堂地区が、災害に強いまちづくり重点地区に位置づけられ、住宅の不燃化・共同化、また小広場などの整備を進められているのはよく承知しております。しかし、今回の阪神大震災は、従来の防災対策の抜本的見直しを私たちに迫っています。そして、数多くの貴重な教訓も残しました。とりわけ二次災害、火災の被害は深刻で、現在の大都市の消防力の限界を見せつけられた思いであります。そして、まさに火災対策こそ太子堂地区の最大の課題であります。この地域における安全な避難路確保や緑地確保対策の必要性が改めてクローズアップされたと考えております。

しかし、現状の太子堂地区は緑地スペースが少なく、道路環境も極めて劣悪です。こうした地域の実情を短時日のうちに解決することはおよそ不可能であります。したがって、防災まちづくり、逃げなくてよいまちづくりは、中長期の課題として着実に取り組んでいていただきたいのであります。

それと同時に、当面の緊急の取り組みとして、学校施設が避難場所となった阪神大震災の教訓を生かして、避難体制の整備を図っていただきたいのであります。太子堂地区に限って言えば、この地域は区立小中学校の偏在が目立ち、バランスがとれた避難場所とはなりにくい状況です。そこで、私立学校にも協力を要請して、住民の避難場所を確保していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、広域避難場所の一つに、昭和女子大一带が指定されております。該当地域は、太子堂一丁目から五丁目、三軒茶屋一丁目、二丁目、若林一丁目、二丁目、下馬二丁目、三丁目、約五万九百人の区民が避難する予定になっております。しかし、大学構内の特定箇所にとりだけのスペースがあるとは思えません。恐らくこの付近一帯に避難することになるのですが、地元の人たちは、もう少し具体的にきめ細かく避難場所を指定できないかと訴えております。大学側とも協議して、場所の指定、標識の工夫などを考えていただきたいのでありますが、ご見解はいかがでしょうか。

次に、**区民の防災意識と初期消火体制の強化**についてお尋ねいたします。\*

阪神大震災では、初動のおくれが各方面で厳しく指摘されました。しかし、一方で西宮市内では消火活動が機敏に行われ、焼失面積を神戸市長田区の五十分の一以下に食いとめたそうであります。

延焼を最小限に食いとめられた要因には、震災以前からの消火栓に頼らない消火マニュアルの作成努力や、日常的な消防署と消防団の合同訓練など、被災以前からの危機管理への取り組みがありました。そして、それとともに力を発揮したのは市民による消火活動です。バケツリレーや消火器を使って、数多くの市民の皆さんが初期消火に懸命に当たってくださったことが大変大きかったと聞いております。初動においては、やはり住民の協力体制が不可欠なのであります。

荒川区では、自力で避難することが困難なお年寄りや障害者を地域の人々の協力で救出する「緊急時・おんぶ作戦」計画を以前から持っておりましたが、今回の震災を契機に、この計画に協力する町会に対して、担架や車いす、無線などの支給を決めました。さらに、町会単位の自主的なレスキュー隊づくりまで進めており、その装備として必要な担架や、ジャッキ、ロープなどの機材購入に、補助金まで支給する制度をつくっております。

また、静岡市では、自主防災組織を強化するために、町会の防災委員などのリーダーを準公務員的身分とする公的身分保障制度を導入し、万一事故に遭った場合、公務災害の適用を保障して、リーダーとしての責任感や、また自覚を持ってもらうとともに、若手リーダーの育成を図っております。このように、自分たちの町は自分たちで守るという意識を地域住民一人一人が持ち、そして、地域と行政が一体となって協力体制を築き上げることが重要ではないでしょうか。

世田谷区は、今後、こうした他自治体で試みられている防災区民組織の育成・強化、そして実質化・機能化にどのように対応していかれるおつもりか、見解をお伺いいたします。

最後に、**交通事故ゼロ作戦の展開**について質問いたします。\*

先月、我が家の近所の交差点で、車がガードレールに激突し、大破する事故がありました。また、自転車が自動車にはねられ、被害者が車に約二十メートルも引きずられ、死亡するという痛ましい事故が発生しました。スピードの出し過ぎが原因ですが、元来、ここはスピードを出すような道ではありません。このような事故を何とか防ぐことはできないかと、地元の人たちは口々に話してお

ります。

全国の交通事故による死者は、過去七年連続して一万人を超え、ことしも五月末で既に四千人を突破し、一万人ペースで推移しております。一昨年、区は交通安全都市宣言をされ、交通安全対策に取り組まれてきましたが、しかし、昨年の区内事故発生件数は二十三区中ワーストワンで、過去最高になっております。

交通事故の原因は、運転者や歩行者などの人的要因、車や道路、生活環境などの物理的要因などがあり、こうしたさまざまな要素が複雑に絡み合っているとされています。そこで、当区の道路状況を見ますと、充実した環境にあるとはとても言えません。

道路環境の整備が進まない原因は、交通や運輸に対する現状の法体系の未整備や、行政権限の運輸、建設、警察等への分散、さらには国道、都道、区道などの管理責任がばらばらに分かれて、複雑な保守体制になっているなど、道路行政が縦割りになり過ぎているためではないかと考えています。生活者の立場から、改めて交通環境の整備について再検討を加えるべき時期に来ていると思いますが、道路整備と交通事故防止に関する区の基本的な方針並びに見解をお聞かせいただきたいと思っております。

かつての第一次交通戦争下、昭和四十五年に死者が一万七千人に上り、大問題になりました。その後、およそ十年間で事故死者は半減しました。その最大の原因として、警察庁は、ガードレールや歩道橋などの交通安全施設の充実と道路整備を挙げております。交通安全施設が未整備であった当時には、確かに有効な対策であったことは間違いないでしょう。しかし、第二次交通戦争と言われる現在、従来のようなこうした対策では十分とは言えません。自動車自体の安全性のさらなる向上、都市交通体系の抜本的見直しなどを初め、緊急医療体制の充実、体系立った交通安全教育の強化など総合的な対策の確立を図らない限り、この危機的状況を乗り越えることはできないのではないのでしょうか。

交通安全対策について、我が党は従来より何回となく取り上げてまいりましたが、区にあってもそろそろ本腰を入れ、事故多発地点の道路環境調査や原因別安全対策の立案、さらには全区的規模での交通安全総点検などを実施すべきであると考えますが、ご見解はいかがでしょうか。

交通事故、被害者の年齢別傾向を見ますと、死亡者の半数以上が若年層と高齢者に集中しております。とりわけ高齢者の死亡事故原因は、圧倒的に歩行中が多く、横断禁止地点での道路横断や車の陰からの飛び出しが多くを占めております。

品川区では、高齢者の交通安全対策として交通安全指導員制度を導入し、老人クラブ等の会合など機会あるたびに交通安全教育を日常的に進めております。当区においても、こうした制度や事業、努力を検討すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

交通事故ゼロ、あるいは交通事故死者ゼロを目指して、着実に一つ一つの対策に取り組んでいただきたいことを強く要望し、壇上からの質問を終わります。(拍手)

〔川瀬助役登壇〕

◎川瀬 助役 在宅福祉サービスの中で、食事サービスの日曜、祝祭日への拡大についてご質問がございました。

食事サービスの事業は、在宅の高齢者の健康を保持し、自立生活を援助する上で大変重要な事業であると考えております。これまで積極的に取り組んでまいりました。七十歳以上のひとり暮らしで、食事づくりが困難な方に対しまして、全区域で夕食を配達することは、当初の緊急な課題でございました。そこで、平成六年四月から、全区域での実施と待機者の解消を実現することができました。加えて、新しい需要に対しましても、すぐに対応できる態勢が現在整っております。

今後を考えますと、ご指摘のような課題が出てくるものというふうには受けとめております。そこで、日曜日や祝祭日などの休日の実施に向けまして、在宅サービスセンターでの配食の充実、ふれあい公社への委託、学校の給食設備の活用など多様な方法を工夫、検討いたしまして、高齢者に喜ばれる食事サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

〔大塚助役登壇〕

◎大塚 助役 交通安全に対する区の取り組みで、事故を減らすための施策の基本的な考え方についてお答え申し上げます。

交通安全対策は、区にとりましても、区民の生命と財産を守る最も重要な課題の一つであると認識しております。

昨年四月に交通安全都市宣言を行い、厳しい交通環境の中で全力で取り組んできております。交通安全に対する区の取り組みにつきましても、道路交通環境の整備と交通安全思想の普及、徹底を

基本としております。

道路交通環境の整備につきましては、まちづくりの視点からの道路の体系的整備を目指すとともに、夜間の事故防止対策や裏通りの交通安全施設の充実等を図っております。

交通安全教育につきましては、心にゆとりを持ち、交通マナーを身につけることを目指し、各警察署、交通安全協会、交通安全母の会、PTAなどと協力しながら、一つには、幼児から高齢者に至る生涯にわたる交通安全教育を推進し、二つには、交通安全活動者、指導者に対し、交通安全教育の支援を行っております。また三つには、地域における交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

なお、道路行政の縦割りを少なくするため、庁内での連携や、また関係機関とも連携をさらに強化して、交通対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**◎太田 高齢対策部長** 私の方から、食事サービス以外の在宅サービスについて何点かご質問がありましたので、順次お答えしてまいります。

在宅福祉サービスにつきましては、地域において、必要とする人が必要なときに必要な在宅サービスを受けられるような推進体制の整備を進めているところでございます。

ホームヘルプサービスの拡充につきましては、昨年度から派遣回数や派遣対象を大幅に拡大するなど、業務内容を充実いたしました。さらに、早朝・夜間・休日派遣につきましては、第三セクターの活用を含めて検討しておりますので、結論を急ぎ、早期に実施してまいりたいと考えております。

次に、ホームヘルプサービスの事業の要綱につきましては、本年四月の改正で、派遣対象世帯の拡大と派遣回数、時間について、週五回、十五時間まで拡充した部分の改正を行いました。さらに早朝、夜間の派遣等に関しまして、現在行っております検討結果を踏まえて、早期に大幅な改正を図りたいというふうに考えております。

次に、現在、ホームヘルパーの質の高いサービスを確保するため登録時研修の実施や定期的な研修会及び体験実習などを行い、養成に努めているところでございます。さらに本年度、介護マンパワー養成を含めた福祉人材センター事業を開始する予定にしております。

次に、ホームヘルパーの派遣は、現在、申請を受けてから派遣決定まで、ある程度の日時を要しておりますが、高齢者自身や介護者が病気などになった場合には、必要に応じて緊急の派遣を行っております。また、ふれあい公社におきましては、自宅で待機する特別協力会員によって緊急派遣を行っております。しかし、今後は、緊急を要するすべてのニーズに、適切かつ迅速に派遣ができる体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

次に、家族の目が離せない痴呆性の高齢者など、昼間から夜間にわたる介護需要に対応していくためには、既存の派遣体制にとらわれることなく、民間活力の導入などを含め、二十四時間巡回型の介護サービスの実施に向けて、柔軟な派遣体制を一刻も早く確保してまいりたいと思っております。

次に、サービス情報の提供システムにつきましては、総合相談事業を効果的に、機能的に運用することとあわせて、福祉事業全般を視野に置いた総合情報システムの構想づくりに今年度着手いたしました。

以上でございます。

**◎市川 環境部長** 防災対策につきましてお答えいたします。

初めに、私立学校を住民の避難場所にと、それから私立学校への協力要請につきましてお答えいたします。

ご指摘のように、太子堂地域の火災延焼等による避難場所は、二四六号線を越えた昭和女子大学一帯となっております。災害時の避難を考えたとき、住民の方々が不安を感じるのは当然のことと思われまます。このため、太子堂二丁目十二番付近のガードレールを取り外せるようにし、横断が可能となっております。

しかし、震災時の被害を考え、また横断が不可能となる場合も当然予想されます。太子堂地区周辺には、区立の太子堂小中学校、三宿小学校、多間小学校、また私立の世田谷学園、国立の筑波大学附属駒場中学校、高校があります。そこで、これらの施設の周辺を調査いたしまして、広域避難場所に続く二次的な避難場所として活用できるか、検討してまいりたいと考えております。

また、区内には私立の高等学校が三十九校、短大が九校、大学が十四校あります。これら私立学校につきましても、災害時の住民の安全確保のため、避難場所として活用できるよう協力要請を行ってまいります。

次に、広域避難場所のきめ細かく具体的な指定と標識の工夫につきましてお答えいたします。

ご質問の昭和女子大学一帯の広域避難場所につきましては、昭和女子大学のほかに、周辺に所在する新星中学校、朝鮮学園、学校給食太子堂調理場、こどものひろば公園などを含む総面積二十五万四千平方メートルのうち、建物等を除いた有効面積五万六千五百平方メートルとなっております。

広域避難場所の位置については、「区のおしらせ」、パンフレットなどで周知しておりますが、防災マップの配布や案内標識を設置するなどいたしまして、さらに区民に理解されるよう努力してまいります、このように考えております。

次に、防災区民組織の育成強化につきましてお答えいたします。

今回の大震災では、地域の連携、初動対応がいかに重要であり、このことがいかに被害の軽減につながったかが報告されております。区では、これまでも機会をとらえて、防災意識の高揚や啓発に力を入れてまいりましたが、残念ながら、防災意識の低下はこれまでの調査でも明らかであります。

しかし、大震災を契機に防災意識の高まりを見せている今、地区防災訓練や防災教室への積極的な参加の呼びかけ、また区民防災組織の活動強化など、地域と一体となった取り組みを推進してまいります。訓練内容も初期対応に重点を置いた、より実践的なものとなるよう工夫するほか、救出、救助に必要な資機材の充実を図るなど、関係機関とも連携を図りながら、防災意識の高揚に努めてまいります。

以上でございます。

◎**浜田 教育総務部長** 緊急対策としての学校施設の整備についてご質問がございました。

学校施設の防災機能を高めるための課題としましては、一つには、建物の耐震性を強化すること、窓ガラスの落下防止、あるいは備蓄倉庫の整備、あるいは備蓄品の充実、情報連絡網の整備、保健室におきます救急救助物品の備蓄、給食室におきます炊き出し器具の備蓄などがございます。これらの課題につきましては、従来から順次対策を講じてきたものがあります。また、さらに強化すべきものなどがございますけれども、地域防災計画の見直しと連動させまして、積極的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**谷田部 建設部長** 交通安全につきまして、二点ほどお答え申し上げます。

交通事故の多発地点における総点検をしたらどうだということでございます。

昨年、区内の交通事故発生地点図というものを作成いたしました。死亡事故ですとか、重大事故ですとか、そういった原因ですとか地点を確認してまいったわけでございます。それによりますと、スピードの出しやすい裏通りの交差点などは、軒並み交通事故発生地点というふうになっているのが現状でございます。

そこで、現在、総合支所ごとに交通事故多発地点等の点検を始めているところでございまして、これらの点検結果をもとにしまして、交通安全施設の具体的な施策であります区画線でありますとか、カーブミラーでありますとか、滑りどめ補装、各種の標識類につきまして整備をしてみたいというふうにご考えております。

次に、交通安全教育でございます。

特に、歩行中の高齢者の方の死亡事故が多発しております。そこで、高齢者を交通事故から守るということで、その教育の充実が強く望まれているのは認識しているところでございます。したがって、従前から参加型の高齢者交通安全対策教育を進めておりましたけれども、今年度もまた各警察署と協力いたしまして、高齢者のリーダーを対象とした指導者講習会を開催して対応してまいりたいというふうにご考えております。

いずれにいたしましても、警察ですとか交通安全協会、交通安全母の会との連携が重要でございますので、連携を図って交通事故の防止に努めたいと思っております。

以上でございます。

◆二十五番 (**飯塚和道 議員**) 答弁、ありがとうございました。

今後とも積極的に、一つ一つの区民の強い要望がございまして、どうか対応をお願いしまして質問を終わりにします。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木昌二 議長 以上で飯塚和道議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

## 平成 8 年 3 月定例会－03 月 05 日－02 号

◆二十五番（飯塚和道 議員） 質問通告に基づき、質問並びに提案をさせていただきます。

初めに、災害時における学校が果たす役割と防災機能について、何点か質問いたします。\*

兵庫県の最終的なまとめによりますと、阪神大震災における公立学校施設の被害は八百七十九校に上り、特に被害が大きく解体の指定を受けた学校は五十四校、そして国庫補助対象となる被害額は六百七十二億円に上っております。学校施設は、本来、児童生徒の教育活動のためであり、避難所としての機能は付加的、応急的なものであります。しかし、このたびの震災では、地震の被害が余りにも大きかったため、すべての学校が避難所となり、住民の安全確保、被害状況、安否確認、生活情報の提供などの拠点ともなり、非常時における地域コミュニティの中核として大きな役割を果たしました。

今後、学校が教育現場としての機能を基盤として、その上に災害時における緊急避難所として役割を果たすためには、建物の耐震化やライフラインの確保、情報システムの整備を図るなど、これまで以上に防災機能の強化に努めることが重要です。しかも、その際には、防災機能の向上とともに教育施設としての機能高度化が図られるようにしていかなければなりません。そのような防災の観点から、どのように学校施設を整備すべきかについて、以下、何点か質問いたします。

冒頭述べたとおり、阪神・淡路大震災においては、千九十の公立学校が三十万一千二百九十七人もの被災者を受け入れ、さまざまな課題を残しながらも、災害時における避難所として重要な役割を果たしました。この経験を生かして、今後は改めて学校の整備を進めていく必要があります。

その第一点目は、外部の救援体制が整うまでの初期段階において、救命救急や救援物資搬出入のためのスペースを確保することや、食糧備蓄スペースの確保を図ることです。そして第二点目は、停電に備え、太陽光発電を初めとする新エネルギー設備を重点的に導入し、照明や給水ポンプ用の電力、通信用電力を確保すること。第三点目は、学校給食施設の耐震性の強化と緊急時の燃料確保策の確立。第四点目は、井戸水の確保や耐震性の浄化装置つきプールの整備、雨水貯水槽の設置など、災害時にも対応できるライフラインの確保等です。これらの整備について、区はどのようにお考えか、答弁を求めます。

情報通信基盤の整備も早急に対応すべき課題であります。避難所となった学校において最も必要とされた情報は、全体の被害状況や行政情報はもとより、肉親の安否にかかわる情報であったそうです。神戸の震災では、交通網の寸断、通信情報の混乱などで、極めて深刻な情報不足に陥ったと言われております。したがって、避難所となる学校については、より一層の情報通信基盤の整備を図るべきであると思います。各学校並びに行政間の光ファイバーネットワークの構築や双方向防災無線システムの配備など、情報通信網の高度化を図るとともに、多重化、分散化を促進することが必要であります。区の見解を求めます。

学校に設置された避難所の運営についても、数多くの教訓が残されています。特に災害時における教職員、教育委員会の役割を明確にしておくことが大事であると、多くの被災関係者が指摘しています。もちろん、震災時における学校の第一の役割は児童生徒の安全確保であります。避難所となる学校にあっては、避難所運営についても一定程度責任を持たざるを得ません。しかし、現状では、教職員の果たすべき役割と限界、さらには避難所指定の解除の時期と方法など、すべてがあいまいです。神戸の場合は、ひたすら状況に対応することに専念し、それはそれで大きな効果があったのは事実ですが、その事例をよく研究、検証し、今後の学校避難所の運営、教職員の責任範囲、任務の明確化につなげるべきであります。

さらに、地域の自主防災組織やボランティア組織との協力をどのように取りつけるのか、あるいは学校のスペースを避難住民にどのように割り振ったならばより効果的か、非常食の確保策の検討、疾病者対策、学校を拠点とした救援活動のあり方、保健室の充実、医療施設の整備など、避難所運営システムの早期確立に向けて努力していただきたいのであります。教育委員会を含め、見解を求めます。

さきにも若干触れましたが、何といたっても、学校は教育施設であります。災害時といえども、学校本来の機能の早期回復はゆるがせにできません。したがって、避難所として開放するにも、そこにはおのずと原則が定められるはずであります。校長室、職員室、保健室、会議室などの管理運営

に不可欠な部屋はあらかじめ確保し、その他の施設の提供については、屋外運動場や体育館など、開放の順位を決めておくことも重要であります。一方、非常時に避難所となる施設やそれぞれの収容人数について、平素から地域の人々に周知徹底を図ることも必要と思われまます。

そして、学校における早期の授業再開も重要課題の一つであります。昨年の震災では、校舎の損壊や避難所の長期化に伴って授業再開が大幅におくれました。午前中だけの授業や二部制授業などで再開にこぎつけたものの、運動場への仮設教室の設置や体育館が使用できないため、体育の授業に支障を来しているなど、いまだに平常時の授業体制に復帰できていない学校もあるそうであります。こうした場合は、外部の社会教育施設との連携や施設の借り上げなどで早急に代替施設を確保する必要があります。これら学校の緊急時の対応について、区はどのようにお考えか、見解をお示し願います。

学校における避難所運営についてもう一点申し上げれば、避難住民との共存を図り、円滑な運営を行っていくことが学校機能の回復にとって最も重要であり、そのため学校は、各避難所における自治組織が早期に確立されるよう支援に努めることが大切であります。また平素から、地域の町会や自治会などを通し、非常時の役割分担やリーダーの養成、自主防災組織の育成にも努めておくことが重要であります。防災課、地域振興課等と教育委員会の連携が必要ですが、見解はいかがでしょうか。

特に教育委員会については、従来、災害対策や防災対策は比較的無縁に近かったと思われまますので、今後の防災という視点に立った対応を改めて強く求めたいと思います。学校避難所の運営、学校機能の早期回復、そのための人的援助、さらに非常時の諸手続等の迅速化、関係部局との連絡調整、学校の位置づけ、教職員、教育委員会の役割分担の明確化など、課題は山積しております。これらについてどう対応されるのか、また、地域防災計画の見直しと教育委員会はどのように関係していくのか、答弁を求めたいと思います。

次に、いじめ対策についてお伺いいたします。

過日、ワシントンポストで、日本のいじめ問題による青少年の自殺が取り上げられ、際立った均質社会である結果、そこからはみ出した子供がいじめに遭って、グループから排除され、不登校や自殺が相次いでいると報じました。まさに日本のいじめ問題は世界からも注目され始めました。

ある学者は次のように言っております。日本の学校教育は、みんな同じ仲間だから仲良くしようとする。しかし、現実には、周りは自分と異質の人間ばかりである。結果、ごく少数での人間関係しか保てず、あげくには、その異質と認めた相手を排除しようとする、それがいじめです。相手を自分とは異質なんだと認めた上で、お互いを尊重し合うような人間関係をつくらねばいけないのではないかと。まさに至言であります。

文部省は昨年暮れ、九四年度中のいじめ件数を五万六千一件と発表しました。これは前年度の二・六倍に当たる数字です。いじめがますます陰湿化する中で、果たしてこの数字が実態をあらわしているかどうかは、疑問が残ります。しかし、この数字をもとにして考えても、件数が一気に上がったことは事実です。一部の関係者は、一昨年十一月の大河内君の自殺事件を契機に学校での総点検が行われ、潜在化していたいじめが掘り起こされてこの数字になったと分析しております。結局、教育行政がこのいじめに関して何ら有効な手だてを打つことなく今日に至っているということが、この数字によくあらわれていると言ってよいでしょう。いじめを一日も早く根絶するために、まず被害に遭っている子供たちの信号をキャッチすることが極めて重要であります。そのいわば受け皿づくりを早急に行うために、何点が提案させていただきます。

我が党のいじめ問題プロジェクトチームが、昨年四月、いじめに関する五つの基本認識と十の提言を発表いたしました。その一つに、スクールカウンセラーの配置、派遣事業が取り上げられております。もとより、いじめはただ単にカウンセラーを増員すれば解決できるなどという単純な問題ではありません。しかし、十分とは言えないながらも、一定の効果を上げていることも事実であります。

データによりますと、昨年夏から全国の百五十四校に心理学などの専門知識を持つカウンセラーが派遣され、着実に成果を上げていると報告されております。学校関係者からも増員を希望する声が強いかとも伺っております。先日のテレビ報道でも、八王子のある中学校がモデル事業としてカウンセラーによる相談を行い、その結果、従来は教師にも親にも相談したことがなかった生徒でも相談に来るようになり、大きく状態が改善された事例が報告されておりました。ちなみに、この中学校では、わずか半年の間に全校生徒の七分の一に当たる八十人の生徒が相談に訪れ、効果を上げているそうであります。この事業は、既に大阪、北海道でもスタートし、埼玉県でも、本年四月より五カ年計画で、県内四百十八の中学校に専門知識を持つ臨床心理士等のカウンセラーを常駐させる方

針であると言い、相談室には余裕教室や学校外の公共施設を利用し、総事業費約八億円を新年度予算案に盛り込んでいます。

このように、既に他自治体では、その効果を見込んで実施に踏み切っております。いじめが極めて複雑かつ困難な問題であればあるほど、可能な限りの手を講じることは、もはや我々大人の責務であります。代表質問で主張したメンタルフレンド制度とともに、当区においても、スクールカウンセラー派遣事業の早期実施を求めるものですが、ご見解はいかがでありますでしょうか。

次に、新年度の新規事業である子ども家庭支援事業の一環に位置づけられている総合相談についてお尋ねいたします。

事業概要によりますと、電話等で子供及び保護者等から気軽にあらゆる相談に応ずるとなっています。また、児童相談所等の専門機関の対応が必要と判断された件については、当該機関へ紹介すると聞いております。そして、相談時間は平日の午前十一時から午後八時、相談の内容に制限はないと記されております。

確かに相談の内容は多岐多様にわたると予想できます。例えば、いじめに関連して、転校問題に発展する場合も考えられるでしょう。さらには、警察等と協議しなければ解決できない、こういう問題も出てくるかもしれません。こうした事態を予想したならば、この事業の相談員の役割、責任、職務の範囲、権限は大変な重要性を帯びてまいります。この新規事業の実施に当たっては、相談員にどのような権限を持たせ、どのように処遇し、いかなるポジションに位置づけるかが大事になると思います。そのことが相談機能を活性化させる最大のポイントであります。区ではこの点についてどのようにお考えか。

また、電話による相談窓口を開設する場合、その電話機を置く場所が問題になります。個室ではなく、共通の事務所に複数台の電話を置いた場合、受話器の向う側の相談者が事務室内の雑音におびえて相談の途中で電話を切ってしまうことも考えられます。そうなったら、かえって相談者、特にそれが子供の場合、不信感を増幅させかねない指摘する向きもあります。

相談受付時間帯にも検討の余地があります。午後八時に切ってしまうのではなく、それ以降についても受け付けることはできないのか。また、この電話相談事業の区民への広報が大事であります。その点でも工夫を求めたいと思います。区の見解はいかがでしょうか。

昨年決算委員会でも申し上げましたが、いじめ問題への根源的な対処には、学校、地域、家庭の連携が不可欠であり、教師、親、自治会、町会、商店会役員、青少年育成指導員などの方々が、一体となって取り組んでいける仕組みを早急につくる必要があります。地域社会の健全な未来を切り開くために、区の総力を挙げていじめ問題に取り組んでいただきたいことを最後に申し上げ、壇上からの質問を終わります。(拍手)

[津吹教育長登壇]

**◎津吹 教育長** 学校にかかわる多くのご意見をいただきました。私から災害時における学校教育機能の早期回復と住民防災組織の育成についてお答えをさせていただきます。

まずは、学校教育機能の早期回復でありますけれども、学校は災害時には避難所という重要な役割を果たしますが、同時に、可能な限り早期に授業を再開することも考えていかなければならないと思います。学校の早期再開は、学校教育という学校本来の機能を回復するためのものでありますので、授業再開に向けて最大の努力を払わなければならないというふうに考えております。

授業再開に向けては、数多くの課題を解決していかなければならないというふうに思っておりますが、具体的には、まず何よりも児童生徒の安否の確認があります。また、学校の再開に際し、校舎の安全点検を行うとともに、通学路の安全確認、教科書や学用品等の損失状況を把握したり、やむなく疎開する児童生徒への対応に当たらなければならないというふうに思います。また、校舎の復旧や教科書、学用品等の供給に当たるとともに、避難住民の状況を見ながら、校長に対して授業再開に向けて支援するとともに、学校間の教職員の応援体制の調整や避難所の運営状況、校舎の損壊状況によっては代替施設を確保することも必要と考えております。学校教育の再開を円滑に進めるためには、学校教育の再開を念頭に置いて避難所のあり方を検討しておくとともに、日ごろから地域住民との協力関係を密にしておく必要があるというふうに考えております。

住民防災組織の育成であります。災害時において学校が避難所としての役割を十分果たすために、また学校業務の早期回復を図るためにも、地域住民との協力が欠かせないことは今申し上げたとおりでございます。このため避難住民の受け入れに備えてどのような準備をしておくかについては、各学校とも大きな課題であると考えております。既に東大原小学校だとか、あるいは希望丘中学校では、地域住民と学校が一体となって協議会を設置するなどの動きが出ております。教育委員

会といたしましても、総合支所を初め、防災課や地域振興青少年課とも連携しながら、このような組織がどの学校にも設置されるよう全校に働きかけ、日ごろからの地域とのかかわりを深め、災害時に備えてまいりたい、このように思っております。

以上です。

**◎浜田 教育総務部長** 災害時の学校の防災機能の施設整備の面でお答えいたします。

まず、食糧などの備蓄スペースのことですが、これはご案内のように、今準備を進めておりまして、八年度中に、余裕教室も活用して全校に施設整備をすべく計画を進めております。

それから、こういった備蓄の倉庫には七台の発電機が備えてございます。太陽光発電につきましては、現時点では開発途上でありまして、またコストの問題もあるわけですが、国の補助も出てまいりましたので、これの活用については今後また研究をしていきたい、こういうふうに考えております。

それから、給食室はほとんどが平家建てでございまして、鉄骨または鉄筋コンクリートづくりであります。したがって、耐震性は確保しているというふうに考えております。また、調理機器などは固定しております。災害時には、炊き出しなどで給食室を活用することとしておりますので、その燃料につきましては、都市ガス用のバーナーが今研究中というふうに聞いているわけですが、都市ガス用バーナーで——使用できる移動式のガスボンベでございましてね。これが研究中と聞いておりますので、この活用を検討していきたいというふうに考えております。

それから、水の問題は各学校には大体受水槽に平均二十五トンの飲める水があります。それから井戸につきましては、地盤沈下の問題がありますので、区の防災方針の中で検討していきたいというふうに考えております。それから、プールの水はろ過して飲めるようになっております。それから、雨水の貯留槽につきましては、学校の改築時に設置していくことにしておりまして、中町小、玉川中学では既に設置済みでございます。

以上でございます。

**◎樫根 環境部長** 災害時に避難所となります学校との情報通信の基盤整備についてお答えいたします。

現在、避難所となります学校には、一方通行の防災無線受信機が設置されております。しかし、これは、ご案内のとおり、情報の伝達のみで、例えば被害情報の収集や安否確認などには適しているとは言えません。このため、避難所間または学校と災害対策本部や地域本部との情報通信システムとして、現在学校に既に設置されております既存のパソコンを活用したパソコン通信ネットワークの可能性について、教育委員会とも調査研究を始めております。

また、ご指摘の各学校間並びに災害対策本部あるいは地域本部との高度情報通信網の構築につきましては、高度情報通信に必要な社会基盤の整備が前提となりますので、これは二十一世紀に向かって社会基盤が整備されることが見込まれますので、ご提案の趣旨を踏まえまして研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**◎中村 学校教育部長** 私からは、災害時における学校の問題と、それからいじめについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、学校が避難所となった場合の運営上の問題ですけれども、その運営に当たっては大きく分けて二つの課題があるかと思っております。一つは、学校と教育委員会、行政機関との役割分担でございます。それからもう一つは、学校の校内の中での体制づくりだと思います。

まず、教育委員会、行政機関との役割分担でありますけれども、教育委員会、行政機関の役割というのは可能な限り早期に避難所の運営を担任する行政職員を学校へ派遣する。それから、避難所の運営に関する学校からの要望の連絡について調整をする。住民組織やボランティアなどと学校が有効に連携できるための方策を調整する。こういったことは、教育委員会、行政機関の役割だろうというふうに思います。

一方、学校の校内の体制づくりといたしましては、学校の教職員の果たす役割については、この間、文部省、それから東京都の教育委員会の検討委員会がそれぞれ見解を出しております。すなわち、教職員が災害時に避難者の救援業務に従事することは学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えない、このような見解を出しておりますので、学校の教職員は、避難所の運営に協力する立場にあるという考えに立ちまして、児童生徒の安全確保に加え、学校が避難場所となった場合の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要がある。その

ほか、備蓄物品や災害対策設備の状況を把握する。地域防災組織やボランティアの受け入れや協力体制をあらかじめ検討しておくということが課題になってこようかと思えます。

次に、地域防災計画等の見直しの関係でございますけれども、大きな災害が発生した場合に、学校が対応すべき事項を指示するものとして、現在、教職員向けの防災ハンドブックがありまして、これを見直す作業を進めているわけなんですけれども、ただいま申し上げましたように、昨年末以来、文部省や東京都の教育委員会、それから二十三区の災害対策検討委員会に加えまして、ことしに入りましてからは、本区の地域防災計画見直し検討委員会で検討結果がまとまりました。また、この二月には、平成七年度の定期監査報告で、防災対策についての行政監査の結果も出ております。このようなことで、各機関から学校の災害対策に関連する検討報告が出されておりますので、これら各種の報告書に示されている提言と整合した内容にしていきたいというふうに考えております。

次に、いじめ問題への取り組みでございますが、スクールカウンセラーの派遣につきましては、お話のとおり、今子供たちの心の変化というのは大変複雑化してきているのではないかと、そういうように思いますが、それだけに子供たちの心により近づいた対応を専門家の協力を得て考えていく、そういったことが求められるようになってきたのではないかとこのように思っております。平成八年度、文部省の方では全国五百六校に臨床心理士ないしは精神科医などの専門家を派遣するという予算案を計上しておりますけれども、そのような動向を見ますと、世田谷区といたしましても、カウンセラーの派遣について具体的な対応を考えていきたい、このように考えております。

最後に、いじめの問題について、地域の方々を含めて取り組む体制をつくるという観点から、いじめ問題協議会の設置について、この間、学校に提案をしましてまいりましたが、昨年後半から学校に呼びかけておりますけれども、幸い、学校協議会の取り組みを開始する学校が出てきております。この一月に各小中学校に実情を把握するための調査を実施しております。現在、回答の内容を見ておりますけれども、いじめをテーマにした話し合いに取り組んでいるという学校も少なくありませんが、しかし、まだ私の目から見て、もう少し積極的に取り組んでもらっていいんじゃないかというふうに思っておりますので、学校に対して、引き続き学校協議会の設置あるいは運営について支援をしていけるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎濱詰福祉部長 子ども家庭支援センターの総合相談につきましてお答えを申し上げます。

子ども家庭支援センターは、いじめを初め、すべての子供と家庭に関するさまざまな問題に総合的に対応するため設置を予定しているものでございます。このセンターの事業は、総合相談、トワイライトステイ、地域の組織化などを行うこととしておりますが、特に相談事業につきましては、教育経験者を配置し、電話及び面接により、子供や保護者からの相談に専門的に対応してまいります。例えば、いじめなどの相談に対しましては、学校や地域との連携をとったり、必要に応じて教育相談室や児童相談所などの専門機関に紹介するなどの対応を考えております。この相談員には、相談の解決に必要な十分な権限を持たせてまいりたいと考えております。また、この子ども家庭支援センターの開設の趣旨を「区のおしらせ」等を通じまして、広く区民の皆様にお知らせするとともに、十分にその機能と役割が果たしていけるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◆二十五番（飯塚和道 議員） 時間がないので、また詳しくは予算委員会等で質問させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○鈴木昌二 議長 以上で飯塚和道議員の質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

## 平成8年11月定例会－11月28日-02号

◆二十五番（飯塚和道 議員） おはようございます。質問通告に基づき、老人保健施設ほかにつき質問並びに提案をさせていただきます。

寝たきりやおひとり暮らしの病弱なお年寄りなど、介護を必要とする高齢者は、二十一世紀には

全国で百万人を突破すると見込まれております。核家族の進行など家庭の介護機能の低下等から、家族にとっては大きな負担であり、また社会的入院という形で病院に長期入院している方も多くなっております。しかしながら、病院におけるケアが、必ずしも要介護高齢者の多様なニーズに十分対応していない面があることは否めない事実であります。

そのような反省を踏まえて老人保健施設が創設されました。老人保健施設は、病状が安定して、病院での入院治療よりも看護や介護に重点を置いたケアを必要とする高齢者を対象に、医療と生活の実態に見合ったサービスをあわせて提供しながら要介護高齢者の自立を支援する、いわば施設サービスと在宅サービスの一元化を目的とした施設であります。

国においては、ゴールドプランの中で老人保健施設を計画的に整備することとし、整備の年度目標を区市町村に設定させるなど、本格的に取り組みを開始しております。平成八年九月現在の整備状況を見ますと、全国で千百九十五施設、約十万三千床となっておりますが、東京都内ではわずか三十施設、約二千七百床にとどまり、整備のおくれが指摘されております。その理由としては、建設用地の確保の困難、介護要員確保の困難等が挙げられております。

区内に限って言えば、明年春、初めての老人保健施設が二カ所、百五十床開設される予定になっており、区民の期待も非常に膨らんでおります。この施設が在宅福祉の拠点となり、さらには在宅とか施設介護という枠組みを超えて、地域の介護力が最も効率的に活用されるような連携・協調システムを形成し、地域に開かれた施設でなければならぬと考えますが、区はどのように認識され、位置づけをされているのか、見解を求めます。

区の老人施設事業内容によりますと、民間医療法人に施設整備費助成を行うことによって、以上のような施設を確保するとあり、あくまでも家に帰すことが最大の目的であるとうたっております。しかしながら、現実には課題も多くあります。

一例を挙げますと、ある施設の理事長さんは、入所者が元気になってそろそろ退所というとき、家族の方から、仕事があるので家に戻っても面倒が見れないと言われたり、また、家に帰っても施設にいるように身体を動かさないせいか、入所前の身体に戻ってしまうこともよくあり、ひどい人は一週間家にただけで、また入所される方もおり、在宅でしっかりフォローしなくては、せっかくよくなって何にもなりませんと指摘されております。

これに対して、ある施設では、家に帰る前に家族の方にも介護の仕方を学んでもらうために、家族介護訓練室や一緒に過ごしてもらう家族宿泊室、そして家族ぶろ等の整備を図り、また在宅支援センターを設置し、それらの課題に取り組まれている施設もございます。このように施設の機能の充実が重要であります。二施設の機能はどのように整備されておられるのか、また今後、区はこうした課題にどのように取り組んでいかれるおつもりか、答弁を求めます。

老人保健施設の対象者は、病状安定期にあり、入院治療する必要はないが、リハビリテーション看護、介護を中心とした医療ケアを必要とする寝たきり老人及び痴呆性老人となっており、病院の入院手続と同様に、医療受給証を提示することにより施設の判定協議で直接入所が可能で、特別養護老人ホームの場合の措置による入所とは異なり、柔軟な管理運営が期待されます。

反面、世田谷区周辺にはこれらの施設が少ない現況を考えると、当面これら二施設に区民がどの程度入所可能なのか、いささか心配であります。二施設について、さらに、今後区内で建設される施設における区民の入所確保策をどのようにお考えか、具体的にお示ししたいと思っております。

国は平成十一年度末までに、高齢者保健福祉推進十カ年戦略に基づき、約二十八万床を目標に老人保健施設を段階的に整備し、医療や福祉資源の有効活用という観点から、病院の病床転換や、病院、診療所への併設等を重点的に、計画的に整備を進めていくとの方針であり、この老人保健施設がさらに確保されてくれば、デイホーム等の日帰り施設、中間施設としての老人保健施設、そして病院、特別養護老人ホーム等の入所施設がそれぞれ役割が明確化され、世田谷区の福祉施策は拡充されてくると考えます。今後の事業展開についてどのような方針をお持ちか、また、所管のあり方も検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、**高齢者在宅サービスセンター**についてお尋ねいたします。\*

地域で生活する要介護高齢者とその家族を、具体的なサービスを提供することで支える在宅サービスセンターは、今や地域の人々の生活に欠かせない地域の財産として期待されており、まさに地域の拠点としての役割を担っていくものであります。しかし、拠点施設となるためには地域とのかかわりを持たざるを得ず、この問題をどのように解決していくのか。また、対象者の範囲、配置や運営主体はどう考えるのか、役割と機能は何か等、検討すべき課題は山積しています。特に、今後事業展開を推進する上で施設の配置が重要な問題になってくるのではないかと考えられます。

東京都地域福祉推進計画の中では、おおむね中学校区、人口二万人程度に一カ所程度を整備する

とされており、区の全体計画でも平成十六年までに三十カ所の整備目標を掲げており、この量が整備されれば、在宅サービスを提供する拠点施設は基本的には充足されると思いますが、地域によっては充足されない地域も生じることも想定されます。したがって、今後どのように配置をしていくかが大きなテーマになってくるのではないのでしょうか。

拠点施設の配置については、大きく分けて次の二点に考慮をする必要があると考えられます。一つは、利用者のニーズという観点から見た場合、もう一つは、運営、管理の観点から見た場合であります。利用者から見れば、施設はできるだけ身近にある方が望ましいのは言うまでもありません。歩いて通所できる、送迎が必要な場合でも時間が短縮されるなど、利点が多いからであります。

他方、拠点施設の運営管理面から見れば、ある程度の地域の広がりがあることが求められます。広い地域を対象として規模の大きい施設を整備した方が施設内整備も充実し、職員なども多く集められます。私は、双方とも重要な視点であり、それぞれの利点を生かしたセンターが整備されることが今後必要となってくるのではないかと考えております。

つまり、大規模で設備の整った、マンパワーの充実した施設があることも求められるし、一方では利用者のニーズに対応できるような身近な小規模なセンターを配置する方法も考えられますが、区は今後どのような方策で事業展開を図られていかれるのか、見解をお示しいただきたい。

ところで、平成八年九月末の高齢者在宅サービスセンター事業実績報告書によりますと、登録人員千八百八十五人、待機者五百五十人となっており、入所まで数年以上かかるのが現状であり、待機者解消に向け努力していただきたいのであります。他の自治体でもさまざまな工夫をされているようであります。日曜、祭日には地域に施設を開放し、自由に利用できるように取り組まれているところもあります。

鹿児島市では、今月より日曜、祭日にも平日と同じく送迎を始め、入浴、給食、リハビリなどを行うホリデイサービス事業を実施し、待機者の解消を図っております。当区においても、施設の有効利用の観点からも検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、**訪問理髪・美容サービス**について伺います。\*

疾病や障害等で家で寝たきりや外出することができないお年寄りや障害者に、在宅での理髪サービスを実施することにより、清潔感の維持や気分転換及び交流を図る目的で、利用券が年間五枚交付されております。利用者からは大変高い評価を得ているところではありますが、さらなる拡充を図っていただきたいとの強い要望もごさいます。

大田区においては、敬老の日に、理髪利用の機会を少しでも多く持てるように理髪券以外に理髪の補助券を差し上げ、好評を得ていると伺っております。今後の事業展開の充実を求めたいと考えますが、見解を伺います。

一方、女性利用者の要望として、訪問美容サービスの実施を求める声も上がっております。ふれあい公社の今後目指すべき方向の報告書によりますと、今後必要な事業として最も多いのは、ショートステイのあっせん、次いで移送サービス、大掃除、美容サービスの順になっており、寝たきり等の利用会員に限って言えば、美容サービスを希望する方が最も多く示されております。

とかく病人だからと見過ごされがちなヘアスタイルではありますが、女性にとって髪がどういう状態にあるかは、心の持ち方まで左右する重要な関心事であります。介護する人の都合ではなく、介護を受ける立場の気持ちを大切に髪の手入れは、高齢社会を迎えた現在、心のケアの面からも注目されているのではないのでしょうか。

先月、新宿区内で、「寝たきりになられてもオシャレ心を忘れないで」と題し、在宅介護ヘアショーが開催されました。ショーでは、初めに会場からモデル希望者を募り、会場にセットしたベッドに、モデルに寝たきりでいる状態と同じように横たわってもらい、シャンプーとカットを行い、シャンプーはマッサージをしながら洗い、タオルで泡を拭き取ってからゆすぎ流し、カットも寝たきりの状態で行われ、美容師も同じ姿勢となっており、お年寄りに負担をかけないよう配慮されておりました。

この会の主催者である在宅介護専門美容室の説明によりますと、特に気をつける点は、はさみを開いた状態で置かない、返すときは手の内側に返すといった安全性、ヘアスタイルに関しても、その人本来の状態を想定してカットしているそうです。これまでに一番多い要望は、髪のボリュームが欲しいとのこと。そして、一度依頼があると続けて頼まれるケースがほとんどで、中には、だれにも会いたくないと言っていた人が訪問美容を楽しみに待つようになったという変化も見られるとのこと。であります。

介護をする家族にとっても、美容をしている間は他のことができると好評とのこと。であります。この美容サービス事業は、自治体としてはどこの自治体でも実施されていませんが、世田谷区とし

てぜひ取り組んでいただきたいと期待しますが、見解はいかがでしょうか。

最後に、**緊急通報システム**について質問いたします。\*

緊急通報システムの事業が開始され十年が経過し、現在区内において四百二十九台が設置されておりますが、運用上の問題と改善すべき点が生じてきているのではと考えております。

先日、大田区内の安全センターの緊急通報システムを視察してまいりました。ここでは最新のコンピューターソフトを装備した受信装置を有して、看護婦、保健婦等のスタッフが三百六十五日、二十四時間体制で全国一万三千人の利用者からの通報を受けております。通報を受けると瞬時にコンピューターのデータベースより利用者の住所、氏名、年齢、電話番号等はもとより、近所の協力員や親族の方、さらには自分の持病や主治医、医療機関名など必要な情報がコンピューターの画面に表示され、スタッフが迅速に対応されておりました。

ここでの通報は、単なる緊急通報装置の使い方の相談から健康相談や死にたいなどといった深刻な訴えまで、すべて一つの窓口で受け付け、いつでも気軽に連絡できる相談及び緊急通報の受け皿として利用されております。特に病気等に関する相談が多く、寝たきり防止策としての効果も上げているようであります。

現在区が実施しているシステムですと、あくまで緊急時のみで、緊急と自覚したときでは遅過ぎるケース、また、せっかく設置されている通報機を押せない場合も多いようであります。現行のシステムをすべて変更することは困難であると思っておりますが、区民に選択の幅を持たせられるようなシステムづくりに努力していただきたいのであります。それらがうまく運用されれば、同システムは高齢者にとって必要不可欠のすばらしいシステムとなり、福祉サービスの中核的存在となり得ると考えます。見解をお伺いいたします。

また、現行のシステムですと、ひとり暮らし高齢者のみの世帯しか利用できず、さらに協力員の確保ができなければ設置ができないなど制約が多く、柔軟な運用を求めます。区の見解をお示しいただきたいと思っております。

区の積極的な答弁を期待し、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔川瀬助役登壇〕

◎**川瀬 助役** 老人保健施設のご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、施設の位置づけについてでございますが、老人保健施設は、本来の機能でございます入所施設としての機能のほかに、主として在宅生活者を対象にリハビリテーション、看護などの医療サービスと、入浴、給食など各種日常生活に必要なサービスを提供する機能を持つ施設でありまして、世田谷型保健福祉システムを展開するためには欠くことのできない存在であると考えております。

さらに老人保健施設は、現在不足している障害者のショートステイにも対応できるほか、特別養護老人ホーム待機者に対する一時的な収容や、いわゆる社会的入院対策としても活用できることから、区におきましては、世田谷区高齢者保健福祉計画などにおきましても平成十一年末までに五百床を確保することといたしております。本年度末までに二施設、百九十三床が開設することになっておりまして、引き続き医療法人など区内の諸団体への働きかけを強めまして、この目標を達成していきたいと存じております。

次に、施設の主な機能でございますが、本年度末までに開設する施設の機能につきましては、入所サービスといたしましては、病状安定期にあり、入院、治療の必要のない要介護高齢者に入所していただき、リハビリテーションなど必要なサービスを提供しながら家庭への早期復帰を図るほか、痴呆性高齢者、ショートステイなどにも対応してまいります。また、さらに通所サービスといたしましてデイケア事業にも取り組む予定でございます。今後、随時、給食、入浴サービスなどの各種サービスにも取りかかることが可能になるよう、開設者にご協力を働きかけていきたいと存じております。

次に、今後の事業展開でございますが、老人保健施設につきましては、区は今後の在宅福祉、とりわけ地域の保健・医療・福祉のネットワークづくりなど世田谷型保健福祉システムの展開を図るための拠点の一つと位置づけて、その確保を促進してまいっているところでございます。目標数の確実な達成に努めるとともに、関係団体の理解と協力を求めながら、真に在宅福祉推進の拠点としての役割が実現されるよう、各種のサービスの拡大と質の向上に努めてまいります。

次に、所管のあり方でございますが、老人保健施設整備の推進の所管としては、現在では、国、東京都などの所管の関係もございまして、衛生部がその役割を担ってまいりました。しかし、他の保健・医療・福祉の分野について、住民の方々に非常にわかりにくいというご指摘をずうっと受け

ておりましたが、ご案内のとおり、こういう問題を解消するために保健福祉の統合化を図ります。来年度から、このような組織の大幅な改革に合わせまして、在宅福祉施策がより総合的、一体的に展開できるように、高齢対策部の所管として充実を図ってまいりたい、そのように考えております。

**◎櫻田 衛生部長** 私の方から、区民の入所確保策についてご答弁申し上げます。

今年度末開設予定の二施設は、区内では初めての施設であることのほか、区独自の建設費の一部助成や利子補給をした施設でもございますので、区民の皆さんの期待も非常に大きく、可能な限り区民の皆さんを入所させていただくなど、還元対策を講じたいと考えております。

具体的には、入所判定会議に区からの参加をぜひお願いしたいということと、それから入退所者の状況を定期的にご報告いただきまして、こういった手法を活用しながら、できるだけ多くの区民の皆さんが利用できるように、入所の枠の確保に一層の努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

**◎太田 高齢対策部長** 私の方から、三点ほどの質問がありましたのでお答えいたします。

まず、高齢者在宅サービスセンターについてお答えいたします。

高齢者在宅サービスセンターの整備計画につきましては、現在、平成十六年度までに標準型を三十カ所にするのを最優先に取り組んでおります。お話にありました小規模デイホームにつきましては、この三十カ所の整備計画を推進するとともに、利用希望者の動向などを勘案し、施設面では区の既存施設や民間施設を活用したり、運営面では民間活力を参入するなど、さまざまな工夫を凝らして小規模なデイホームの整備を検討していきたいと考えております。

次に、デイホーム事業の実施日の拡大につきましては、デイホーム施設の有効利用と利用希望者の待機解消の観点から、積極的に進めていく必要があると存じております。そのため、今年度から土曜日の事業実施を進めておりまして、現在まで十カ所の施設で実施しております。平成九年の四月には全施設で実施できる見込みをつけたところでございます。ご質問の日曜、祝日の事業実施に関しましては、この土曜日開設後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

なお、施設の有効利用の観点から、デイホーム施設を休日や夜間についても地域開放を進めており、今後とも積極的に進めていきたいと考えております。

次に、訪問理髪の実施と美容サービスの実施についてお答えいたします。

訪問理髪サービスは、六十五歳以上の寝たきりなど、身体的条件から理髪店に行くことが困難な方を対象として実施しており、サービスを利用するための理髪券をお一人年間五枚まで支給しております。ご質問にございましたひとり暮らし高齢者を対象とした理髪利用券の交付につきましては、関係団体との調整を図りながら、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、女性の寝たきり高齢者もこの理髪サービスをご利用いただいておりますが、パーマや毛染め、美顔、マニキュアといった美容サービスも受けたいという要望がございます。これにつきましては、この十二月よりふれあい公社で実施する予定の、寝たきりなどの方を対象とした理容・美容サービスの実施状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

三点目の緊急通報システムについてお答えいたします。

高齢者の緊急通報システム、いわゆる愛のペンダントは、緊急時にペンダントを押し、消防庁の災害救助情報センターに通報されます。通報を受けた消防庁は電話でご本人の状況を確認し、協力員に連絡するとともに、所轄の消防署より救急車を出動させます。高齢者の緊急通報につきましては、民間でも独自の受信センターを設置したり、タクシー無線の活用を図るなど、さまざまなシステムが出てきております。

また、財団法人世田谷ふれあい公社は、公社の独自事業として緊急通報サービス事業を民間の事業者へ委託し、実施しておりますが、ここのシステムは、看護婦や相談員が待機して緊急の対応と相談を受けております。今後、区の緊急通報システムにつきましては、現行制度の利点も十分勘案しながら、より効果的なサービスとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、緊急通報システムの対象者につきましては、平成八年度より、日中ひとり暮らし高齢者に対しても、必要のある方については愛のペンダントを設置しております。今後も個々の状況に応じて判断してまいりたいと考えております。

協力員の確保につきましては、「区のおしらせ」を利用して協力員の募集をしております。しかし、高齢者が自宅のかぎを協力員に預けるので、紹介をしても受け入れることが難しい場合もございます。今後、工夫を凝らして協力員の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◆二十五番（飯塚和道 議員） ご答弁ありがとうございました。

一点、先ほど今後検討するということですが、訪問理髪・美容サービスですね。これが今後どのような機関で、またいつごろまでをめぐりに研究するのか。その辺が具体的にもしわかれば教えていただきたいと思います。

◎太田 高齢対策部長 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、ふれあい公社でこの十二月から始めるということもありますので、この実施経過を見ながら、ふれあい公社といわゆる役割分担をどういうふうにするか、そういったものを含めて検討していきたいと思っております。

◆二十五番（飯塚和道 議員） 今、さまざまな課題を提案させていただきましたけれども、どうか積極的に事業展開を図っていただきたいことを強く要望いたしまして、終わります。

○石塚一信 議長 以上で飯塚和道議員の質問は終わりました。

## 平成9年6月定例会—06月10日—02号

◆二十五番（飯塚和道 議員） 質問通告に基づき、子育て支援策について、ほか数項目にわたり質問並びに提案をさせていただきます。

我が国の少子化の傾向は、大方の予想をはるかに超える勢いで進行しています。昨年度の総務庁の調査では、十五歳未満の児童数は、第一回の国勢調査を実施して以来、初めて二千万人を割り込み千九百八十万人と発表され、一九八二年から続いている出生率の減少傾向に依然として歯どめがかからず、戦後最低を更新しました。こうした少子化の波紋は各方面にさまざまな問題を提起しております。

例えば全国の医師数は戦後大幅に増加しましたが、産婦人科医と小児科医の割合は減少し、五施設あった都立産院は既に三施設が姿を消しました。その一方で、二十一世紀初頭に到来する超高齢社会を予測すると、高齢者を支える社会保障費用に対する若年者一人当たりの負担が確実にふえることは火を見るより明らかであります。老年人口と生産年齢人口を比較すると、一九九〇年時点では、一人の高齢者を支える勤労者数は五・八人でありましたが、二〇二〇年になると二・三人と推計され、このときの負担はざっと二・五倍になります。現状の少子・高齢化の流れは、人口構成に極端なアンバランスを生じさせ、今後の社会経済全般にわたって影響をもたらすとともに子供の育成等にも大きな影響を与えることが心配されております。さらに、核家族化、地域社会の変化などにより、家庭の教育力や地域における子育てへの支援機能が弱まり、育児の孤立化、育児不安の拡大や子供自身への影響等の問題が生じることが想定されます。

東京都の合計特殊出生率は、平成七年度は一・一一となり、全国で最も低い状況にあります。世田谷区の場合には〇・八四とさらに低く、二十三区中十八番目となっております。出生率の動向は区政に及ぼす影響が極めて大きいと考えますが、区は出生率の低い原因について、また、今後の推移についてどのように分析をされているのか、お尋ねいたします。

少子化に歯どめをかけ、目指すべき世田谷区の将来像を確固たるものにするためにも、子供を安心して生み育てられる環境整備が今強く求められております。区は、**子育て支援の事業展開**をどのように図ろうとしているのか、答弁を求めます。

子育て支援策については、他自治体においても本格的に取り組みを強化しているようであります。東京都もこの四月、少子化対策に対する長期計画「子どもが輝くまち東京プラン」を発表しました。この計画は、少子社会白書と総合計画の二編で編成され、保育サービスの拡充や経済的負担の軽減を初め、子育てに伴う住宅や医療の整備などが多彩に盛り込まれ、社会全体で子育てを支援する方向性が前面に出ており、各種施策は政府のエンゼルプランを上回る内容となっております。

例えば育児相談などを実施する子育てセンターについて、都の整備目標は四百五十カ所としていますが、国の地域子育てセンターは各市町村当たり一カ所にすぎません。延長型保育は全保育園での実施を目指す都のプランに対し、国の事業は都市部の保育所二カ所につき一カ所を実施す

る水準にとどまっております。

また、都の計画は、この厳しい住宅事情が少子化の大きな一因になっていることを踏まえ、中堅所得層のファミリー世帯向けの都民住宅や良質な民間賃貸住宅の供給促進など、子育て家庭を支援するため住宅施策を拡大しております。さらに、子育てに伴う経済負担の軽減策として、子育て減税等の創設を打ち出しております。

区は、東京都の子育てプランをどのように評価されるのか、また、区の子育て支援策にどのように反映されていかれるおつもりか、重ねてお尋ねいたします。

次に、**不妊症治療に関する諸課題**についてお尋ねいたします。\*

正確なデータはとられていないようですが、不妊に悩む人は十人に一人と言われております。不妊については、一般の疾病に比べ、その患者を取り巻く状況はかなり特殊なものがあり、不妊を女性として恥じるような社会風潮がまだまだ存在するため、こうした周囲の目が特に女性に大きな精神的圧迫となっており、「お子様は何人ですか」「まだ子供をつくらないの」といった何気ない周囲の言葉さえ、不妊に悩む当事者には非常な負担になっていると、ある専門医は指摘されております。

一方、生殖医学が画期的な発達を遂げていた当初、卵管通過障害に対する治療法であった体外受精は、一九七八年七月、イギリスで世界初の女子が誕生、日本では一九八三年十月に初めての体外受精児が誕生しております。一九九六年六月に発表した日本産科婦人科学会のアンケート調査では、一九九三年に三千五百五十四人、一九九四年には四千五百七十六人と、この二年間だけで八千人を超す体外受精児が誕生しております。通常、体外受精児の出産の成功率は六分の一と言われておりますが、それから推測すると年間二万五千組以上の夫婦がこの体外受精を試みていると考えられます。体外受精には一回三十万から三十五万円の費用がかかり、しかも出産までの費用はおよそ二百万円と言われております。このような高額費用にもかかわらず、二万五千組を超えると考えられる夫婦が体外受精を試みている。そこには、何としても子供を生み育てたいという切実な希望があるのではないのでしょうか。

区は、こうした切実な問題に対しどのような認識を持っておられるのか、お伺いいたします。

さて、不妊症対策としての体外受精に関しては、その適用範囲の問題など生命倫理に関する問題や他の医療との保険給付項目とのバランスの問題等、多くのクリアしなければならない事項があると考えられますが、しかし、今まで述べてきましたように、年間二万五千組以上の方々が大変高額な費用をかけている現実に思いをいたしますと、将来的には何らかの経済的支援措置、例えば体外受精への保険適用や分娩費のような給付措置などが必要ではないかと考えますが、区の見解はいかがでしょうか。

不妊に悩む当事者の切実な要望は、経済的支援とともに、正確な情報提供と適切なカウンセリングの体制整備であります。国においては、不妊専門相談センターの整備が図られていく計画とのことでありますが、当区においても、区民が気軽に相談及び情報等の提供が受けられるシステムづくりを構築すべきであると思っております。具体的に申せば、保健所等でその情報提供窓口を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。さらに、この問題が持つ社会的な特殊状況を考えれば、単に情報提供にとどまらず適切なカウンセリング体制が望まれます。

産婦人科医師だけでなく、看護婦やカウンセラー、場合によっては、体外受精を支援するグループの意見なども聞けるような体制整備を図っていただきたいのでありますが、見解をお伺いいたします。

次に、**幼稚園、保育園の制度の弾力的運用**についてお尋ねいたします。\*

この問題については、さきの予算委員会等でも議論させていただきましたが、早期実施に向けてのさらなる区の努力を期待し、再度質問いたします。

女性の社会進出の拡大や就労形態の多様化、出生率の低下に伴う児童数の減少、地域における子育て環境の変化などを背景とし、幼児教育、保育に対する社会的ニーズは大きく変化をし、現行の全国一律の基準を適用することは、むしろ今日では地域の実情に応じた効率的、効果的な施設の運営を妨げる結果を招いているのではないのでしょうか。

幼稚園と保育所は、その目的、機能を異にするとしても、同じ就学前の幼児に対する教育、保育を行う場であり、多くの共通性を持っているにもかかわらず、多くは、その制度を所管する省庁の相違によって権限争いの要素が多分にあると考えます。当区においても、私立幼稚園は総務、区立幼稚園は教育、保育園は福祉と所管がばらばらに分散されております。行政の視点からではなく、区民の視点での所管のあり方を検討すべきであると思っております。さらに所管の連携強化が求められますが、区の見解はいかがでしょうか。

区内の私立幼稚園の在園児童数の推移状況を見ますと、昭和五十年度がピークで、幼稚園数八十一、定員一万二千二百三十五人に対し、実員数一万六千五百八十八人となっておりますが、以降減少傾向が続き、平成九年度は幼稚園数六十一園、定員一万一千七百七十人に対し八千六百九十五人と大きく定員割れを起し、七三%しか充足しておりません。区立幼稚園においても、その傾向は全く同様であります。一方、保育園の入園希望者はふえ続け、本年も六百人以上の幼児が保育園に入れず待機している状況であります。幼稚園の定員割れ、保育園の待機者待ち、ともに区にとって大きな問題であります。こうした課題に全力で取り組んでいただきたいのであります。それらを解決するためにも、幼稚園、保育園の弾力的運用が求められます。

保育園の運用について具体的例を挙げれば、区内で本年より初めての試みとして実施された一時保育があります。保護者の方がパート就労などで週二、三日だけの保育が必要なときや、けが、入院などで家庭の保育が一時的に困難になったときの保育であります。現在、鳩ポッポ保育園で実施されておりますが、保育園の話ですと、事業を実施してまだ数カ月しかたっていないのに余りにも希望者が多く、当初予定していた週二、三日を一日から二日に短縮変更し対応を図っているとのことであります。保育ニーズの多様化に対応する上においても、一時保育事業の拡大を図っていただきたいと思っております。さらに、保育園の運用面を申し上げれば、商店街等で空き店舗の活用が図れないでしょうか。商売をやっている自営業者の多くの幼児が本年入園できなかった現況、また、商店街の活性化の観点からもぜひ取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、**幼稚園の運用**についてお尋ねいたします。\*

区内のある私立幼稚園では、保護者から長時間保育の強い要望に対応、本年四月より専任の先生を配置し、正規の教育時間を大幅に延長し、夕方五時半まで拡大を図っております。現在百三十五名の幼稚園児のうち約二割の二十五名の幼児が長時間保育、いわゆる預かり保育事業を実施し、さらに本年九月を目途に早朝保育、七時半からの事業を展開する予定とのことであります。また、ある幼稚園では、空き教室を利用し、小学校低学年を対象に学童保育クラブを設置し有効利用を図っております。これらの事業は今日まで幼稚園の自主事業で行われてきたわけですが、区は今後これらの事業に取り組んでいくとの方針であり、評価するものであります。さらなる積極的推進を図っていただきたいことを強く要望いたします。

次に、**区立幼稚園及び下馬幼稚園の問題**についてお尋ねいたします。

区立幼稚園は、設置された当初は私立幼稚園の入園難を解消するという目的であったかもしれませんが、その後歴史を重ね地域に定着し、親しまれる存在になっております。国においても、公立幼稚園のあり方が議論され、本年末にはその結論を出されるとのことで注目されております。

昨年行われた地方分権推進委員会の第一次勧告の中で、少子化時代の到来の中で、子供や家庭のニーズに的確にこたえるため、地域の実情に応じ、幼稚園、保育園の連携強化及びこれにかかわる施設の総合化を図る方向で、幼稚園、保育園の施設の共有化等、弾力的な運用を確立すると勧告されております。区は今後、区立幼稚園の運用についてどのような見解をお持ちか、お示しいただきたいと思っております。

この問題の最後に、**区立下馬幼稚園**についてお尋ねいたします。

区はさきの予算委員会において、下馬幼稚園を旭幼稚園に統合し、下馬幼稚園の跡地利用については子育てを支援するような施設として有効に活用していきたいとの方針を示されました。今後具体的に検討されていくとのことでありましたが、その後の検討状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

地域からの声として最も多い要望は、現在ある幼稚園の機能を有効に活用し、さらに保育園等に入園できない幼児を受け入れられる施設を求めております。これらの住民の声にこたえていただきたいことを強く要望しまして、壇上からの質問を終わります。(拍手)

**◎大場 区長** お答えいたします。子育て支援策についてお答え申し上げます。

目前に迫った二十一世紀に向けて、区は少子・高齢社会の総合的対応を早急に進めていかなければなりません。世田谷区の合計特殊出生率は、平成五年に年少人口と高齢者人口との比率が逆転した以降も減少を続け、平成七年に〇・八七人に至っております。その結果として少子化はますます進行し、このまま推移いたしますと、平成八年一月には八万七千人であった年少人口が平成十二年には七万九千人まで減少するとの予測がされております。このような少子化の進展は、経済や社会保障制度に影響を及ぼすばかりでなく、地域の生き生きとした活力にも影響を及ぼすものと真剣に受けとめております。あすの世田谷を支える子供たちが健やかに成長し、さらに次の世代をはぐく

みながらいつまでも活力ある世田谷に住み続けられるよう、区民との協働のもと、地域の総力を挙げて問題に取り組んでいかなければなりません。

こうした認識に立ち、児童を取り巻く環境整備について抜本的対策を講ずべく、今年度から企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、教育の各領域の力を結集して横断的かつ総合的な検討に取りかかっております。その中で、住宅及び遊び場の確保、各種子育て支援策の拡充や中高生の主体的な社会参加の促進を含め、安心して子供を生み育てられる環境の整備、さらにはいじめや児童虐待の問題まで幅広く取り上げて検討してまいりたいと考えております。その中で、区民の声を聞くとともに、審議会、附属機関などの意見を反映させていきたいと考えております。これらの検討結果については、調整計画、実施計画への反映を図るとともに、緊急に取り組むべき課題につきましては早急に施策の実施を図ってまいります。

平成九年四月に東京都が策定いたしました「子どもが輝くまち東京プラン」は、全般にわたる計画策定となっております。しかしながら、各施策の実施主体は区市町村であり、区としては世田谷らしい子供のための推進計画を策定し、その中で都の制度の活用も図ってまいりたいと考えております。

〔津吹教育長登壇〕

◎津吹 教育長 区立幼稚園のあり方並びに下馬幼稚園の今後の検討状況等についてのお尋ねがございましたので、お話し申し上げます。

区立幼稚園につきましては、これまでもご答弁申し上げてまいりましたけれども、昭和四十年代の幼児激増時に私立幼稚園を補完するという意味の物理的な意味での役割は終わったというふうにお話し申し上げてまいりました。しかし、ご案内のとおり、本年、厚生省と文部省の協議で、幼保一体化あるいは一元化についての取り組みをするというような協議の場が設けられました。幼稚園でもなく保育園でもない、新しい子育て支援の施設にするというような取り組みがなされるというふうにも伺っておりますので、今後、幼稚園、保育園の実態がどのような傾向をたどるか、そういうことに関心を持ちながら区立幼稚園のあり方を今後考えていかなければならないというふうに思っております。

お話しのとおり、今、七〇%台の区立幼稚園の充足数でありますけれども、直ちに全部をどうするというわけにはまいらないというふうに考えております。したがって、当面は実態に応じて城山、あるいは現在進めております下馬幼稚園の状況等に応じた扱いになるかというふうに考えております。その際には、区立幼稚園は将来的には地域の幼児教育センター的な施設に切りかえていきたい、このように今、試案としては考えてございます。

なお、下馬幼稚園につきましては、現在も保護者等の皆さんと話し合いを継続してございまして、現在のところ、昨年打ち出しました区の方針をそのまま継続していきたいという状況でご理解を求めている段階でございます。下馬幼稚園の状況につきましては、ここでもお話し申し上げましたけれども、近隣に旭幼稚園、区立の幼稚園がございますので、そちらの方への転園が図れるということであれば、下馬幼稚園のその後の施設の使用状況については新しい子育て支援の施設として利用させていただきたい、このように思っております。

◎工村 世田谷保健所長 不妊症に関する対策について、体外受精についての区の見解についてお答えいたします。

ご案内のように、体外受精とは、卵子と精子とを人体外で受精させ受精卵を母胎に戻す方法で、不妊症の一部の方がこの治療方法を選択されております。全国的には体外受精で生まれた赤ちゃんが急増していると聞いております。しかし、現状では、体外受精を行っても約八割は受精卵が子宮に着床せず妊娠に至っておりません。また、妊娠した人の流産率も二六%と高く、さらに、双子など多胎妊娠の割合も自然妊娠と比べるとはるかに高い結果となっております。体外受精の技術自体は年々進歩しておりますが、区といたしましては、不妊治療の観点から体外受精技術が一層向上することを望んでおります。

次に、相談体制と医療補助について区の考えはどうかということですが、多くの方が不妊症で悩まされ、また、これらの方々がご指摘のとおり心理的、経済的負担感を感じておられることは認識しております。不妊症については、その原因が多岐にわたることと医療的側面が強いことから、従来は保健所において電話相談等を受けても、専門医療機関を紹介することを主体として行っておりました。しかし、最近では女性の結婚年齢の上昇などに伴い不妊症に関する相談ニーズも増加し、厚生省ではこのほど公的カウンセリングを実施する等の新たな動向も出てきております。

今後は、区におきましても、日々進歩する専門保健医療情報の収集、提供に努めるとともに、母

子保健研修などに体系的に参加させることで相談者の心理的な負担感が軽減されるようなカウンセリング技術も獲得していきたいと考えております。

なお、ご指摘の経済的支援措置につきましては、当面、区独自での導入予定は考えておりません。今後の国及び都の動向を見守るとともに、適宜専門家のご意見を伺う等研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**◎峯元 保健福祉部長** 幼稚園、保育園の今後の運用について、まず所管の連携についてお答え申し上げます。

幼稚園は三歳から五歳児を対象とした学校教育法に基づく教育施設であり、公立幼稚園は教育委員会が所管し、私立幼稚園については私学振興の観点から総務部が所管しております。監督官庁の違いもございます。一方、保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設として、保育に欠ける乳幼児の保育を目的として保健福祉部が所管しております。このように設置目的やその機能は異なりますが、各所管においては、公私立幼稚園における保護者の負担軽減や幼保の施設の適正配置など、必要に応じ連携して仕事を進めているところです。

いずれにいたしましても、就学前児童を対象として健全育成を図るという点は同じでありますので、今回設置いたしました子どもを取り巻く環境整備検討委員会で全庁的検討に取り組んでおりますので、子供の権利擁護の立場に立った視点で今後とも連携協力してまいりたいと考えております。

次に、一時的保育事業の拡大についてお答え申し上げます。

一時的保育事業は、パートタイム就労など、女性の就労形態の多様化に伴い、保育を常時必要としないが週二日から三日の保育や、一日のうち短時間の保育を必要とする、いわゆる一時的保育の需要に対応するため、区としては初めての取り組みとして、昨年十二月より私立鳩ポッポ保育園で委託事業として開始したところです。事業の内容は、登録された利用者が月曜日から土曜日まで午前八時三十分から午後五時までの間で、保護者の勤務形態等に応じて保育サービスを利用するものです。通常、週二日程度の利用を考え、登録者数は一日の利用定員の三倍程度となっております。

ご指摘のように、この事業は多様な保育ニーズにこたえ保育園を有効に活用できますが、認可保育園がこの一時的保育事業を実施するに当たりましては、保育者の確保や専用の部屋を確保する必要があるなど、さまざまな課題がございます。ことし四月一日現在の保育待機児五百六名のうち約半数の保護者がこの一時的保育に該当する勤務形態をとっているものと考えられますので、今後、積極的にこの事業の拡大を図り、待機児の解消に向けて努力してまいります。

次に、商店街の空き店舗を利用した保育事業の展開はどうかというご質問でございました。

区におきましては、保育室制度を積極的に活用して保育待機児を解消するため、昨年度から、保育室が定員を一定程度拡大する場合には家賃などを助成する制度を始めたところです。この制度では、保育室をより駅に近接した利便性の高いところに移転することも目指しております。商店街の空き店舗も視野に入れて検討しているところです。しかしながら、保育室は乳幼児を長時間にわたって預かり保育する施設ですので、採光や換気など保健衛生に十分な配慮が必要であるとともに、二階以上の部屋となりますと、災害時の乳幼児の安全対策上、非常階段の設置が不可欠になるなどの一定の基準を設けているところです。ご指摘のように、空き店舗の照会がかなり来ておりますので、保育者の確保など諸条件を十分に検討し、実現に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご指摘の点を踏まえまして、区が保障する多様な保育ニーズの受け皿づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

**◎山中 総務部長** 私立幼稚園の積極的な支援をというお話がございました。

私立幼稚園につきましては、近年の少子化の影響を受け定員割れしている園も多く、毎年廃園が続いている状況でございます。こうした少子化を初め核家族化の進行、親の子育て不安の増大など社会環境の変化の中で、幼稚園に対する期待は今まで以上に大きなものとなってきており、子育て支援に対応して家庭や地域と連携した地域の幼児教育センター的な役割を果たすことが求められてきております。お話にもありました学童保育クラブの設置、延長保育を行う園も出てきております。また、音楽教室や英語教室など附帯活動を行う園もふえてまいりました。区は、これまでも幼児教育振興のために、保育料補助金や教育振興事業費補助金など、保護者及び園に対する補助制度の充実を図ってきたところでございますが、今後はこうした新しい動きも視野に入れながら新たな支援制度の充実に向けてまいりたいと思います。

その一つといたしまして、保育待機児童の解消と私学助成を図るため、幼保一元化の観点などが

ら、私立幼稚園の余裕教室を利用した保育施設の設置や、三歳から五歳までの在園児の預かり保育の実施について、世田谷区私立幼稚園協会に対し協力を要請いたしております。

○真鍋欣之 議長 以上で飯塚和道議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後五時二十九分休憩

## 平成9年11月定例会－11月25日－01号

◆二十五番（飯塚和道 議員） 質問通告に基づき、公明世田谷区議団を代表して、行財政問題ほか何点かについて質問をいたします。

ことし後半の景気の悪化は想像を絶する状況にあります。株の大暴落、金融業界のたび重なる倒産、ついに大手都市銀行である北海道拓殖銀行まで身売りする状態になってきております。また、世界じゅうに衝撃を走らせた山一証券問題は、連日の報道どおりであります。大手企業の不祥事と現政府の無策ぶりが景気悪化に拍車をかけているのは周知のとおりであります。今こそ、財政出動をしてでも大規模な所得税減税をして、国民の消費意識を高めなくてはならないことは、経済界、専門筋の常識になっているにもかかわらず、政治的メンツか、実行する気配すらありません。景気対策なくしての財政改革は、体力を消耗している患者を手術するようなものであります。

一方、行政改革も暗礁に乗り上げております。火だるまとなってとか、実行しなければ国民の理解は得られないとまで明言した総理の決意はむなしく、族議員と官僚の突き上げで、一部省庁が合併するだけの、何も改革できない状況にあります。しかし、国民生活に直結する基礎自治体である区は、嘆いているだけにはまいりません。そうした意識を基調として質問をさせていただきます。

初めに、行財政改善の取り組みに対する区の基本的な考え方と具体的な方策について、何点か確認したいと思います。

この点については、過日行われた平成八年度決算に関する特別委員会でも、多くの時間を割いて議論してきました。中でも議論の中心は、収支バランスをどうとっていくのかという点に集約されました。しかし、行財政改善の本来の目的は、行政が区民に提供すべきサービスを、より効率よく、より充実した実現をどうすればできるのかということであると我々は考えますが、この点について、まず区の考え方をお伺いしたいと思っております。

税収の状況がどうあれ、こうした行財政改善の取り組みは恒常的に行うべきであります。税の使い方を絶えず見直すことによって、適正、公正、効率を実現することが税を扱う行政の姿勢でなければならないと考えるからであります。しかし、こうした取り組みが逆にサービスの低下につながるとしたら、それは本末転倒であります。納税者である区民も納得しないのであります。こうした観点から幾つかお伺いしたいと思っております。

ある方が、行政は最大のサービス産業であると明言されました。その考え方から、出雲市が全国に先駆けて行ってきた事例が新鮮な響きを持って伝えられたことはご承知のとおりであります。当時の市長が職員や市民に理想を熱く語り、従来の役所というイメージを百八十度転換できたことが成功のもととなったと聞いております。端的に言えば強力なリーダーシップの発揮であり、しかも、リーダーの鮮烈な理想実現への情熱が牽引力となったことは言うまでもありません。

確かに特別区という権限上の制約はあります。しかし、そうした中でも工夫の余地はあるはずであります。東京都の行財政のあり方を考える懇談会の答申には、都民のためのサービス業であるという認識を組織の隅々まで行き渡らせなければならない。都の組織運営上の都合を都民の利便性よりも優先することがあってはならないと述べております。当然世田谷区としても、こうした考え方をお持ちだと信じております。

そこでまず、今後、区民サービスの利便性向上が期待できる事務改善にはどのような項目が考えられるのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

次に、現在取り組んでいる行財政改善の方向は、いかなる方針に基づいて推進されているのか、お伺いいたします。

具体的に申し上げるならば、今後の行財政改善の取り組みの中で、新たな受益者負担の施策展開

が顕著となっているようですが、我々は危惧しております。改革なくして増税なし、つまり、容易に受益者負担を求めてはならないのであります。しかし、最終的にそのことを求めなくてはならない場合もあるでしょう。その際に配慮すべきは、社会的弱者への視点をすべての領域で常に考え方の基本に置かなくてはならないということであり、ともすると、公平性や適正負担の考え方が先行し、事務的、機械的に見直した方が中立性が担保できるとする思考に陥りやすいのであります。しかし、政治・行政の一義的使命は、日本国憲法にも明記されていますように、社会的弱者に対する最低限の保障、援助にあると考えます。この点に対する区長のお考えをまずお伺いいたします。

次に、行財政改善を推進していく中で重要な点は、開かれた区政を現実の上でどのように推進するかにあります。区が何を考え、何を目指そうとしているのか。さらには区民に何を願っているのか。具体的な施策としてかためる前の段階で区民に提示することが必要であります。この考え方は、今後の区政運営を進める上で不可欠の要素になります。世田谷区は、あらゆる場面で区民協働とか区民とのパートナーシップという言葉を強調しております。そこで、今後の区政運営と政策情報の提供のあり方について、区はどのようなお考えをお持ちか、確認したいと思います。お答えいただきたいと思っております。

次に、歳出削減の具体例として、建設コストの削減策及び随意契約についてお伺いしたいと思います。

一点目の建設コストについては、品質のよいものを安価でという観点が基本であります。したがって、公共の発注には入札方式という競争原理を導入し、公平、公正なシステムを取り入れてきたのであります。しかしながら、一方では、市場単価に比べて公共工事は割高であるという指摘もあります。東京都も公共建築コスト検討委員会を立ち上げ、昨年三月に答申を公表しています。当然本区においても、こうした課題に着手していると思っておりますが、区当局の建設コストに関する認識と取り組みの進捗状況についてお答えいただきたいと思っております。

二点目は、**随意契約**についてであります。随意契約とは、競争方式によらないで、発注者が任意に特定の相手方を選んで契約を締結する方法であります。確かに、契約の目的に最も適した信用、経歴ある業者を選定できるという利点があります。反面、契約担当者には選択権があるため、さまざまな問題が生じやすいという心配があります。また、多種多様な需要に対する担当者の専門知識の度合いにより、価格的に不利になるおそれも生じます。したがって、自治令契約規則には事細かに条件が規定されているのであります。

しかし、こうした細かな規定があるにもかかわらず、各地で問題が生じているのは周知の事実であります。かつて新聞に報道された茨城のある市では、公共工事の三分の二が随意契約であり、しかも制限価格以上が百六十六件存在したそうです。これはごくまれなケースであり、すべての自治体に当てはまるものではないと思っております。ただ、常に注意すべきは、金額の大小にかかわらず適正なコストで契約され、区民の利益につながっているか否かであり、

そこで、まず区が発注するすべての随意契約の件数と総額をお伺いしたい。また、競争入札に比べ、随意契約は契約先の選定や価格の妥当性が一般にはわかりにくく、透明性の向上を指摘する声もありますが、行財政改善の取り組みの中で、具体的に検討されている点があればお伺いしたいと思います。中でもここ数年、第三セクターへの委託がふえています。民間事業者との切り分けの基準と、契約金額のコスト管理はどのように行われているのか、お伺いいたします。

行財政改善の最後として、義務的経費の中で大きな比重を占める人件費の問題についてであります。

これまで私たちは、各事業における歳出削減について、区の努力はそれなりに評価してきましたが、人件費の抑制については、この五年間で百八十人の職員定数の削減という回答しか受けておりません。果たしてこの方法以外に人件費の抑制はできないのかということであり、例えば、その具体的な方策として、区の事業を、公がやるべきことと民間に委託するもの、さらに第三セクターに任せるもの、はっきりした基準をつくるべきではないかという点であります。この問題は、職員の労働条件や事業そのもののサービスが低下しないことを条件に、民間に委託できる事業は断行していくことでもあります。そのためには新たな基準づくりが必要と考えています。区の見解をお伺いして、次の質問に移ります。

**保育料問題**についてお尋ねいたします。

今回の定例会で条例改正案が上程され、次の段階として保育料金改定の検討が始まるはずであります。我が党は、三月の第一回定例会及び予算委員会からこの半年間、保育事業や少子化対策の問題を取り上げてきましたが、保育料改定については具体的に取り上げてまいりませんでした。そこ

で、今回は保育料改定について触れたいと思います。

既に二十三区の中で十数区が区長会の申し合わせどおり平均三五%の値上げを決定しております。しかし、消費税アップ、所得税減税打ち切り、医療費の利用者負担増と、現政府がとる政策で著しく景気の足を引っ張り、国民生活は家計負担増と不景気という二重の重荷を背負わせられております。そんな中で他区が実施する保育料の三五%アップは、余りにも負担が大き過ぎるのであります。世田谷区では、今回の料金改定で三五%のアップはしないと信じておりますが、いかがお考えか、まずお伺いいたします。

次に、保育事業の抜本改革について申し上げます。

これまでの論議の中で取り上げた保育室、家庭福祉員の拡充や、私立幼稚園での預かり保育など保育サービスの多様な手法導入、保育希望者への待機児をなくす計画、利用者負担額の公私格差是正、重負担世帯への軽減策など、区が積極的に取り組んでいる姿勢は高く評価いたします。

ただ一つ、我が党が何回も申し上げている保育事業の行財政見直しについては、いまだ見えておりません。他都市に比べ大幅にかかる総経費で、人件費が八六%と説明されておりますが、この見直しをどう考えているのか。ゼロ歳児一人月間四十万円以上、全園児平均でも十四万円以上の経費は抜本的に考え直すべきであります。さきの決算委員会の中で他の会派の方も取り上げていましたが、人件費の削減は大きな課題であります。全園に配置されている用務員、栄養士はどうするのか。また、保母さんを容易に解雇するのではなく、民間活力の利用により、年度ごとに採用を減らすなど、方法は幾らでもあるはずであります。サービスの質を落とさずに、効率よく事業を行うのが行政の責務であります。保育事業の行財政改革への区の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、痴呆症高齢者対策についてお伺いいたします。

国の調査によりますと、痴呆症高齢者は、平成二年に約百万人であったのが、平成十二年度には約百六十万となると推計されております。区のデイホーム、特養ホーム等の利用者の五割以上が痴呆症高齢者で占められております。また、今後高齢化が進行するに従ってますます増加することは火を見るより明らかであり、この痴呆症高齢者対策は重大な問題となってきます。

痴呆の原因については、アルツハイマー型痴呆、脳血管性痴呆が代表的原因とされておりますが、実態には混合型や識別困難な痴呆も多く、その原因は定かでないようであります。いずれにせよ、痴呆症高齢者には、徘徊、自傷、不眠、幻覚等の問題行動や精神病状が見られることが多く、本人に対するケアと同時に、家族に対する負担軽減が不可欠であります。区はこれらの実態をどのように認識され、対応を図られていかれるのか、見解をお伺いいたします。

今日まで痴呆症高齢者に対し、監禁、拘束あるいは対症療法的薬物投与が主な処遇であったわけですが、これからは本人の視点に立った援助が強く求められてきているのではないのでしょうか。その対策として最も効果が期待されているのがグループホームであります。家庭的雰囲気形成や、能力に応じた生活行為ができ、その特徴を生かした援助を提供することができます。またグループホームは在宅サービスであるという位置づけがなされているため、食事や入浴等、人手が必要なときにはホームヘルパーが派遣されたり、利用者が週に何回かはデイサービス、デイケアに通って地域の高齢者と交流する等、柔軟性の高いサービスであります。小規模特養とも呼んでいるこのグループホームは、場所の確保が問題であります。公設民営方式等、施設については公営住宅等の活用も視野に入れて運用を図っていただきたいと考えますが、区のお考えはいかがでしょうか。

また、痴呆症高齢者の受け皿として区民から評価を得ているものに、老人保健施設があります。この老健施設について、今後の事業展開はどう考えているのでしょうか。また、深沢に計画されている事業の進捗状況についてもあわせてお答えください。

痴呆症の問題は、本人もさることながら、家族が大きな負担を背負って介護しているのが現状であります。したがって、家族への支援策も講じていただきたいのであります。例えば家族が、近くの福祉施設などで日数などの制約を受けずに自由に利用でき、介護の技術を学ぶような短期痴呆ホームケア制度、また、痴呆症高齢者が意思をあらわすことが難しいことを踏まえ、第三者が入所や家族の意見を聞いて施設側に改善を求める仕組み、こうしたことを担保するためにも、オンブズマン制度の導入等が考えられますが、見解はいかがでしょうか。

次に、地域保健福祉を推進するための組織づくりについてお伺いいたします。

総合支所単位に保健福祉センターが開設され、八カ月が過ぎようとしています。この間、組織の統合により、さまざまな課題に取り組んでおられる職員の皆様の皆様のご努力に敬意を表します。現在、地域保健福祉推進条例をもとに、区民の方々を対象にトータルケアマネジメントを実現するための組織として三層構造を発表し、その実現化を図っておられますことは承知しております。

このたび、世田谷区地域保健福祉審議会からの答申、「世田谷・地域保健福祉社会の構築」が出

されました。その中で、「保健福祉行政改革の必要性」の項目では、「必要とする人に必要な保健福祉サービスを適切に提供することを基本として、『利用者本位』の仕組みやサービスの質・量を確保するための多角的な供給の仕組み、評価と管理の仕組みを整備していくことが重要」と指摘し、続いて、「行政は身近な生活の場である『地区』を基本として、区民や事業者の活動と協働し、『新しい公共』によるサービス提供の仕組みづくりを進め、必要なサービスは何かという『評価（アセスメント）』と『サービスの質・量の確保とコントロール』を担うとともに、行政自体の専門性を高め、効率的に運営していく必要があります。」全くそのとおりであります。つまり、この身近な生活の場である地区に「新しい公共」、いわゆる行政と区民相互のパートナーシップの協働による地区展開が最も重要なのであります。

区はこの地区展開について、平成十一年度までに全区に実現することを目指し、精力的に努力されておられることと思います。しかし、最も重要な地区の単位について、現在は出張所単位となっておりますが、八十万区民にとって二十八カ所の出張所単位では余りにも少ないように思います。また、各出張所の行政範囲の差が大きく、私たちは地区展開の実現に、これまでに何回も疑問を呈してまいりました。つまり、この地区単位に対して、数量からいっても、バランスの面からいっても、少なくとも小学校区を単位とするようたびたび申し上げてきたのであります。区はこの地区展開の単位をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

さきに挙げた答申の中に、モデル事業として既に活動されている深沢地区ねたきり予防のまちづくりなど、数例の活動事例が掲載されております。しかし、その形態はさまざまであり、活動の第三段階に入るまでに、区民、事業者、行政の三者が積極的なネットワークを構築していかなくてはなりません。そのために、地域の保健福祉センターの役割は極めて重要であります。現在の組織と人員で達成できるのか、また、全区展開が計画どおり平成十一年度までに展開できるのかお尋ねして、次の質問に移ります。

**住民参加の問題についてお尋ねいたします。**

戦後の歴史の中で、民主主義、住民参加という言葉は、ある意味では定着してきております。また、新憲法でも、主権在民をうたい、基本的人権を保障し、さらに地方自治法の確立を明文化しております。しかし、現実には真の意味の民主主義は育ってきていないのが現状であります。責任と権利を持った住民よりも、無責任な権利主張に走ったり、全く無関心にとどまる個人の立場に終わることが多く、まことに残念と言わざるを得ません。また、民主主義の原点と言われる地方自治体も、憲法に定められているものの、相変わらず国家の出先機関でしかなく、制度と実態のギャップや矛盾が残っているのであります。これは、日本の戦後民主主義が与えられたもので、諸外国のように長い歴史の中で育ってきたものではないことに、その遠因があると言われております。したがって、我々は今こそ民主主義の先駆者である諸外国の歴史を学ぶ必要があるのであります。

平成八年に行われたヨーロッパへの行政視察の報告書で、イタリアの住民参加の実例が報告されております。その内容を見ますと、イタリアのポローニア方式は、都市を人口二、三万の地区に分け、地区評議会徹底した市民討議を政策決定段階から行っております。また、イタリアノストラという市民団体は、町のよさを再認識し、自治体を批評もするが、市民の自主的運動により、市の中心部の交通規制導入や市民公園の自力建設、運河の再生など、市民主体による活動で実績を積み上げ、分権と住民参加の道を開いているのであります。

また、同じく北米行政視察報告書を見ますと、アメリカのボストンの住民参加の報告があります。ボストン市では、住民グループを開発の初期の段階から参加させているのであります。そのことによって、住民側は自分たちも参加しているという安心感があり、問題の解決が早まったと報告されております。

世田谷区の基本計画でも、区民自治の確立を目指して、より開かれた区政を推進するとともに、区民の参加と交流を一層促進していくとなっております。確かに、今まではさまざまな形で住民参加が行われてきております。例えば、区民センター運営協議会方式で代表される、政策実行過程における住民参加があります。また一方で、玉川田園調布在宅介護センター運営協議会で代表される、政策形成過程における住民参加もあります。

住民参加とは、一般的に考えられているような行政主催の行事に住民が参加するのではなく、政策過程に住民が参加することが大切なのではないでしょうか。従来は行政が政策過程のすべてを独占することが多く、官主導でありました。しかし、政策過程の一面に住民が参加することにより、これまでの行政のあり方、行政のスタイルも、より住民主導的なものに意識変革をせざるを得なくなります。

世田谷区としても、さまざまな方策を試み、住民参加を進めておりますが、区政全般から見ます

と、残念ながら部分的試行の段階でとどまっている実態にあります。つまり、行政側が既に決定している施策を、住民に後追いの説明に終始することが少なくありません。結論して言えば、区は参加を唱えていながら、行政の明確な参加の方法が確立されていないため、問題の解決をおくらせているケースが多々見られるのであります。その結果、住民は一方的な情報伝達に対して多くの不満を募らせているのが現状なのであります。

例えば、今、区が進めている地域保健福祉推進計画での全区、地域、地区の展開、特に地区の充実には区民参加が欠かせない施策であります。当然、義務と責任も伴いますが、権利としての区民参加を、行政も議会も含めて新しいルールを考える必要があると思いますが、区長の見解をお伺いいたします。

最後に、**青少年問題**をお尋ねいたします。

戦後、第三の乱用期と言われる薬物乱用が小学生にまで波及し、薬物汚染の低年齢化が大きな社会問題となっております。区内では、このところ携帯電話番号が連絡先に指定された合法ドラッグ通販という薬物の通販チラシが軒並みに配布されております。好奇心の強い年齢の子供たちに与える影響が心配されます。

最近、区内の小学校で五年生の道徳の時間に薬物教育が行われました。誘われたらどうするかという教師からの質問に対して、二十六人のクラスのうち五人が、勧められたら吸ってしまうかもしれない、一回だけならやってみたいと答えるなど、子供たちの薬物に対する危機意識の低さが浮き彫りになっております。

また、性問題に対する意識低下の問題もあります。今月発表された日本PTA全国協議会の子供の社会環境調査報告によりますと、女子中学三年生の五人に一人がテレホンクラブやツーショットダイヤルに電話をした経験があるとのこと。また、援助交際では女子の〇・八%がしたことがあると答え、援助交際について、余り抵抗がない、全く抵抗がないという答えが全体の約二割に達しているのであります。我が国のHIV感染者数は微増しており、今後、より一層の性教育、薬物教育の徹底が必要であります。しかし、この問題の取り組みは、各学校によってばらつきが見られるのが現状であります。

例えば、現在、区内の小中学校全校で薬物乱用に対する指導が行われるようになっておりますが、生徒に対して今年度一度も実施していない学校が、小学校で三十八校、中学校で二十三校あります。現在の子供たちを取り巻く社会環境に対して学校側が持つ意識と知識、そして危機感のあり方は、これらの問題に取り組んでいくための重要なテーマでもあります。今後、薬物教育、性教育に徹底して取り組んでいただきたいのであります。そのためにも、実際に学校現場で指導に当たる教諭のレベルアップが絶対に必要であります。

さらに、諸外国でも実施しているビデオ等を活用しての視覚、聴覚からの徹底した教育も実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。警察や医療関係者の協力を得ながら、ぜひとも実施していただきたいと思っております。ご見解をお伺いいたします。

以上、区の積極的な答弁を期待して、壇上からの質問を終わります。(拍手)

〔大場区長登壇〕

◎大場 区長 お答えいたします。行財政改善の取り組みについて、まず社会的弱者に対する視点についてということでありませぬ。

現在、区が取り組んでおります行財政改善は不断のものではあります、とりわけ大きな変化を見せる昨今の社会経済状況の中で、地域社会の変貌による多様化した区民のニーズを的確にとらえた新たな公共サービスの仕組みづくりが、大きな課題の一つであると認識して進めているものであります。

折しも景気の低迷が長期化し、極めて厳しい財政運営を余儀なくされている現状のもとでの行財政改善への取り組みですが、私は、単に財源の問題だけでなく、このような時代にこそ、区の実財政の根本的な見直しを思い切っていくことで、どのような時代にあっても、揺るぎない行財政運営の基礎づくりを進めていくことができるものと確信しております。

このたびの行財政改善に当たりまして、区民が求める地域社会の実現に向け、常に区民の立場から取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご指摘の社会的弱者に対する視点につきましても、当然、区のすべての施策を貫く基本原則として、今後も位置づけてまいります。

区政運営と政策情報の提供のあり方についてお答えいたします。

これからの区政運営に当たっては、さまざまな分野において区民との緊密な協力関係を築き、区民の参加を得ながら協働して実践していくことが大切であり、その前提条件として区民との信頼関

係が不可欠であります。区民との信頼関係は、相互の考え方を常に伝え合い、それを尊重し、可能な限り施策に反映させていくというルールが確立されていることが必要であります。それが広聴であり、広報であり、区民参加であると認識しております。さきに実施した街頭区政相談も、その一環として実施したものであります。また、ご指摘の政策情報の提供は、事業の計画段階から実施に至る過程において、きめ細かく行っていく必要があると考えております。

そこで、通常の情報提供以外に政策的な情報をいかに効果的に提供していくか、これからの広報のあり方、言いかえれば、紙面づくりを改善工夫するよう所管に指示したところでございます。今後こうした考えに立ち、区民とのパートナーシップを保ちながら開かれた区政を目指してまいりたい、このように考えております。

次に、住民参加の新たなシステムづくりについて、ルールづくりをどう考えているかということでもあります。

地方自治の根本的理念は住民自治にあると言われていますが、区は、従来から区政の各事業分野で区民参加を図り、区民の意見を反映させてきました。例えば街づくり条例では、参加の仕組みや区民主体の活動への支援を定めまして、またリサイクル条例では、区民一人一人の自覚のもとに生活を見直し、資源循環型社会の形成を目指すための取り組みを行ってまいりました。さらには協働という視点から、住民と行政のパートナーシップの重要性を深く認識しており、基本計画における「共に支え共に生きるヒューマン都市世田谷」の構築では、区民参加と区民の主体性の確立は不可欠のものと考えております。今後、専門性やボランティア性を持ったさまざまな活動団体、いわゆるNPOの区政への参加の受け入れ体制を整えるため、その役割や支援の重要性、ネットワーク化などを検討すべきだと考えております。

また、当区独自の地域行政制度は、単に地域に密着した行政サービスやまちづくりを推進するだけでなく、住民参加による住民自治を目指したものであり、今後、より一層充実を図ってまいりたい、このように思っております。分権と参加という視点から地方自治の仕組みをとらえ直し、区民本位の区政の実現のためにも、権利と責任に裏打ちされた参加の新たなルールづくりを考えていきたい、このように思っております。

〔川瀬助役登壇〕

◎川瀬 助役 行財政改善への取り組みについて幾つか質問をいただきました。

まず、区民サービスの利便向上と事務改善の具体化についてでございますが、ご指摘にありましたように、厳しい財政状況ではあります。常々念頭にありますのは、区民サービスの向上をいかにして実現していくかということでもあります。その要諦は、行財政改善を進める中で、区政の組織の隅々まで区民本位のサービスを実現する職員の育成を徹底し、サービス供給の迅速で確実、かつ効率的な執行によってサービスの効率性を高めることであると考えます。

特に、このような改革は、低年齢児保育の実現など三つのゼロ対策の早期実現を初め、防災対策や資源循環型などの重点施策について、区議会を初め区民の皆様の広範なご議論やご批判、お知恵をいただきながら、早急に推進する必要があると考えております。また、区民の主体的な活動を支援する区民利用施設の利用時間、方法の改善や危険な狹隘道路の拡幅整備による解消などの施策も着実に推進し、ご信頼にこたえていかなければならないと考えます。

具体的な方針といたしましては、決定された施策、事業とこれに伴う予算、人事などの執行権限は、責任とともに執行部門に委譲すること。すなわち行政の部品を少なくし、工程を短くする。こういう原則に基づいて改善を考えていくのが妥当ではないかと存じております。現在、改善のための検討を進めており、改善結果についてはご報告を申し上げますので、いましばらくお時間を賜りたいと思います。

次に、受益者負担と社会的弱者対策についてお答えを申します。

行財政改善は、さきにお示した行財政改善推進方針に基づきまして、具体的な取り組みを進めております。受益者負担につきましては、その前提として、すべての区民に対して公平かつ公正にサービスが提供されるように努力することが必要であります。その上で、社会的な支援を必要とする方に対するサービスや、広く区民一般を対象とする必需サービスについては、公費による負担や極めて低額の利用者負担とすることが妥当であると存じます。これらを超える選択的なサービスにつきましては、サービス原価を踏まえた適正な負担水準を設定するなど、公平性の確保に努めてまいります。受益者負担を求めるに当たりましては、対象となる事業や負担を求める範囲、妥当性などについて十分に検討を加え、その上で社会的に弱い立場の方々への減額や免除などの措置を講じるなど、きめ細かい配慮が不可欠であると考えております。

次に、区の事業、民間委託、第三セクターの切り分けについてお答えを申し上げます。

区民ニーズが多様化、高度化し、区に新たな対応が求められておりました。その方策として、民間への委託、あるいは第三セクターの活用などを積極的に図っております。ご指摘のとおり、人件費は行政運営費の中で大きなウエートを占めており、その抑制が行財政改善の中でも大きな課題となっております。

そうした中で、従来行政が直接行ってきた事業についても、例えば、従来であれば社会福祉法人や医療法人のみにしか認められなかった介護サービスの分野などで民間企業の参入を促すような規制緩和も行われておりますし、いわゆる公共的分野への民間の多様な進出が活発化しており、サービス主体の選択肢がふえてきている状況にあります。また、NPOを初めとする住民活動団体との連携、協力の事例もふえつつあります。

そこで、行政サービスの質の低下を招かずには人件費の抑制につながる、かつまた地域社会の発展にも寄与できる、こういうようなものについて、今後とも可能な限り民間企業や第三セクターなどの活用を図っていきたくと考えます。あらかじめ基準を設けるべきとのご指摘でございますが、行財政改善推進委員会の中に特に分科会を設け、議論を始めており、いましばらく時間をいただきたいと思っております。まとめ次第、議会にご報告申し上げます。

次に、保育料問題についてお尋ねがございました。

まず、保育料改正の激変緩和についてでございますが、保育料につきましては、ご案内のとおり、平成八年十二月特別区区長会で了承された検討結果の内容は、前回、昭和五十九年の保育料の算定基本額を基本に約七〇%の改定率としたものですが、急激な負担増となるため、その二分の一とする約三五%の改定率としたものでございます。

世田谷区におきましては、これに対して議会でのご議論、区民要望を踏まえまして、来年四月より改定を予定し、さらに、ご指摘のように、急激な負担増とならないように激変緩和のための措置を講ずるとともに、減免措置などの拡充を図って、低所得者に対しても十分に配慮してまいりたいと考えております。

それから、保育事業の人件費を含めた行政の抜本的改革についてお答えをいたします。

平成二年に始まる福祉関係八法の改正や、最近の児童福祉法の改正、介護保険法の動きなどに見られるように、福祉サービスは、行政による措置、行政処分から利用者の自由な選択と契約に基づくサービスへと大きく性格を変えようとしております。こうした動向の背景を保育の分野について見ますと、予想以上の女性の社会進出と、これに伴う保育ニーズの多様化、少子化と労働力人口の減少、高齢化といった社会変化などがあるものと思っております。

このような状況を踏まえ二十一世紀の保育のあり方を展望するときに、これまでの施策の延長で対策を講じるのではなく、社会情勢を総合的にとらえて子育て支援対策全体を再構築し、改革を実行していくことが重要であると存じます。お話にもございましたように、保育室、家庭福祉員の役割、私立保育園、公立保育園の役割とそれぞれの連携のあり方、利用者負担のあり方、公私格差の是正などに幅広く改革を進めていく必要がございます。

こうした考えから、区といたしましては、今世紀残された三年のうちに、二十一世紀を踏まえた保育のあり方と仕組みを確立することとして、現在、地域保健福祉審議会に諮問したところでございます。明年九月、答申をいただくことになっておりますが、審議の状況と並行して、必要な施策は速やかに具体化を図りながら、保育の基本方針を確立してまいります。

一方、当面急がれている保育サービスの待機児対策につきましては、来年四月からの実施をめどに、保育園の定員拡大、保育室の整備や駅前への移転による定員の拡大、家庭福祉員による五人保育の開始、私立幼稚園による預かり保育の開始などの対策を講じ、一人でも多く待機者が解消できるように、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、グループホーム事業についてお答えいたします。

これまで高齢者センター新樹苑や高齢者住宅の整備など、高齢者の共同生活の場を整備してまいりました。高齢者が家庭的な環境の中でおのおのの役割を持ちながら共同生活を送ることは、日常生活動作能力の維持に効果があると言われております。ご質問の痴呆性高齢者のグループホームは、痴呆の進行をおくらせたり、問題行動を少なくするなどの効果があると言われております。

このため、平成十二年に導入予定の介護保険制度では、在宅サービスの一つとして位置づけられており、区といたしましても、グループホーム事業は必要と考えております。しかしながら、グループホームは在宅サービスセンターへの代替の性格とともに、ミニ特養のような性格のものもありますが、いずれも施設の整備について補助制度がないため、経費負担がかさむなどの課題があるのが現状でございます。

そこで、都営住宅などに併設することや、既存の施設を有効利用すること、また民間施設の利用や開放の動向もあり、有効な手法と考えられますので、実現の方策を検討してまいります。今後ますます高齢者がふえる中で、痴呆性高齢者のための施策の充実はより重要であると認識しており、グループホーム事業の早期実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

それから、地域保健福祉推進の中の地区展開についてお答えを申し上げます。

審議会の答申では、サービスの領域として、全区、地域、地区の三層構造を提案しており、身近な生活圏としての地区の重要性を強調しております。したがって、地区の概念は区民相互の「知りあい・ふれあい・支えあい」を可能とする範囲と考えられ、その範囲は行政区画とは別に多様であると言えます。

そこで、行政としては、出張所区域程度ごと、それら多様な範囲の活動に対してよりどころとなる場を設けてはどうかと提案しているのではないかと理解しております。したがって、一出張所一カ所というのではなく、生活圏での活動の特性に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

具体的な取り組みですが、地区支え合いの場は区民の主体的な取り組みが中心となりますので、まず行政は保健福祉センターを中心に、区民への情報提供と呼びかけ、働きかけを行い、区民同士の「知りあい・ふれあい・支えあい」の必要性の理解を深めていただき、住民主体の具体的な活動を醸成してまいりたいと考えます。そのモデルが深沢地区でございます。

さらに、区は事業者と連携して地区の支え合いの場に参加し、対等なパートナーとして区民活動の支援と協働を進めてまいりたいと考えております。そのような可能性として、二子玉川地区の活動がございます。具体的な支援策につきましては、地域保健福祉推進計画の中で明らかにし、平成十一年度からの地区展開につきましては条件の整った地区から順次地区支え合いの場を設置し、区民、事業者、行政の協働を進め、区民の身近なところで問題を解決できる仕組みを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

〔大塚助役登壇〕

**◎大塚 助役** 私からは建設コストの削減についてお答え申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後も高齢者福祉施設などの新規施設の建設を進めなければならない状況にもあります。ご指摘のとおり、建設コストの縮減に一層努めなければならないことは十分認識しております。

そこで、区といたしましては、現在、工事発注に先立ち、私を中心となり、関係部課長により設計図書の再度見直しを行うなど、建設コスト縮減に努めているところでございます。一方、既存の公共施設のストックを考えますと、近い将来、建設費のみならず、既存施設に対する維持管理・修繕費が区財政を圧迫することが予想されます。本年五月に設置した公共建築トータルコスト管理指針策定委員会においては、企画構想段階から維持管理段階に至るトータルなコスト管理について検討し、この報告書がまとめ次第、区議会にもご報告し、ご意見を承りたいと存じております。

なお、委員会において検討された内容の中ですぐにでも実現可能なものは、十年度の予算の縮減にも生かしてまいる所存でございます。

**◎岡安 税務経理部長** 行財政改善に関連しまして、随意契約の状況と具体的な検討についてお答えいたします。

初めに、平成八年度の随意契約状況でございますが、随意契約は、すべてのものを含めると、区全体で四万八千七百十五件となります。金額は約二百三十億六千三百万円となっております。このうち五十万円を超える契約につきましては、区長部局で千七百件、金額が約百八十四億八千二百万円、教育委員会関係では五百二十二件、金額で約十六億七千四百万円、両方合わせまして二千二百二十二件、金額で約二百一億五千六百万円となっております。また、五十万円以下の契約につきましては、区全体で件数が四万六千四百九十三件、金額につきましては約二十九億六百万円となっております。

区といたしましては、五十万円を超える契約は入札にかけを前提としておりますが、近年、区の業務は広範囲になり、専門性、特殊性を要求されることが多く、それに伴い随意契約の方法により行っている状況でございます。

ご指摘の件につきましては、今後、行財政改善の理念を踏まえ、従前にも増して競争性、公平性、透明性を考慮し、経済効率の高い契約手法を遂行してまいりたいと考えております。

なお、随意契約をする場合でも、より一層入札の要素を取り入れ、複数社からの見積もりをとる

など、価格的にも低いコストで契約ができるよう、公正性、経済性を確保してまいりたい。  
以上でございます。

◎**太田 高齢対策部長** 私の方から、痴呆性高齢者の対策について、三つの質問にお答えいたします。

まず、区の実態についての認識についてお答えいたします。

痴呆性高齢者の実態につきましては、毎年、高齢者の実態調査を実施しておりますが、平成九年度の調査によりますと、痴呆の状況が著しいと回答された方が二千三百九十九人で、前年度の二千二百五十七人より六・三%増加しております。この二千三百九十九人のうち七十九歳以下が六百五十九人で二七・五%、八十歳以上が千七百四十人で七二・五%となっております。この調査から、年齢が高くなるに伴って痴呆性高齢者の数が年々増加しており、また重症化傾向にもあると認識しております。この実態から、適切に対応するためのサービスの工夫が必要であると考えております。

次に、老人保健施設の今後の事業展開及び深沢の計画についてお答えいたします。

区の老人保健施設の整備計画では、平成十一年度までに民間医療法人を活用して五百床を確保することを目標としておりますが、その中でも積極的に痴呆性高齢者を受け入れるよう計画を進めております。老人保健施設で痴呆性高齢者を受け入れる場合、建設時には国の助成制度として痴呆加算があり、運営においても痴呆性老人加算がございます。現在開設している二つの施設についても、この制度の適用を受け、積極的に痴呆性高齢者の受け入れを図っております。今後整備してまいります老人保健施設においても、この制度を活用し、積極的に痴呆性高齢者を受け入れるよう、医療法人等に働きかけてまいりたいと考えています。

次に、深沢一丁目に計画しております老人保健施設につきましては、現在、この計画への地元町会並びに近隣住民の皆さんの賛同をいただけるよう努めるとともに、事業計画及び土地の貸し付け条件などの詳細について、貸し付け予定の医療法人並びに東京都と調整を行っているところです。区といたしましては、この計画の実現に向け、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、三点目の家族の支援策につきましては、現在、区ではホームヘルパーの派遣を初め幾つかの事業をやっております。また、経済支援として老人福祉手当の支給もやっております。また、相談体制といたしましては、各保健福祉センターにおいて医師や保健婦による痴呆性高齢者の専門相談などを実施しています。

これらの事業を実施するに当たりましては、利用者の意見等を反映する場として地域保健福祉苦情処理審査会を設け、区民の生の訴えを聞いているところであり、より一層適切な保健福祉サービスの実施をしていく考えでおります。

次に、痴呆性高齢者の増加と重度化に伴い、家族の負担を軽減するためには、痴呆性高齢者とその家族を地域社会全体で支えることも重要と考えております。そこで、痴呆性高齢者の家族に対する支援につきましては、区も積極的に取り組んでまいりますが、地域の支援や見守りを含めた新たな仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎**石濱 学校教育部長** 薬物乱用防止教育及び性教育につきましては、まずビデオ等を活用して私どももしておりますが、さらに視聴覚情報を生かしてやっていきたいと思っております。また、警察、医療機関等の専門家のご協力はぜひ欲しいと思っておりますので、今後もそういったことを進めていきたい。

○ 真鍋欣之 議長 以上で飯塚和道議員の質問は終わりました。